

参 考 资 料

参考資料 1

南海地震により高知県に想定される被害

(H16.3 第2次高知県地震対策基礎調査から)

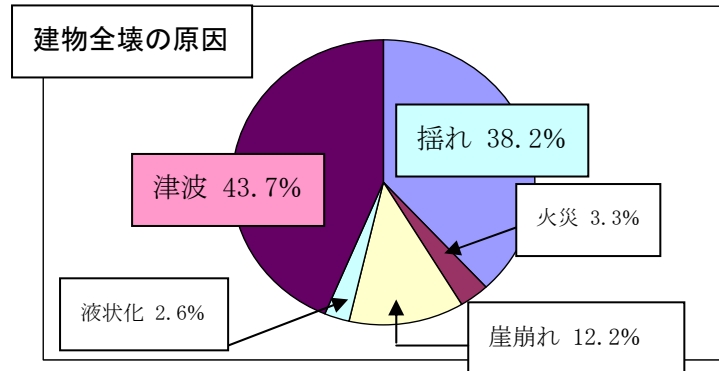
(注) 早朝の発生で、津波避難意識が低い場合の被害

○建物被害

全壊 81,712 棟
半壊 85,922 棟

(注) 冬の夕方発生の場合

全焼建物 2,712→14,042 棟

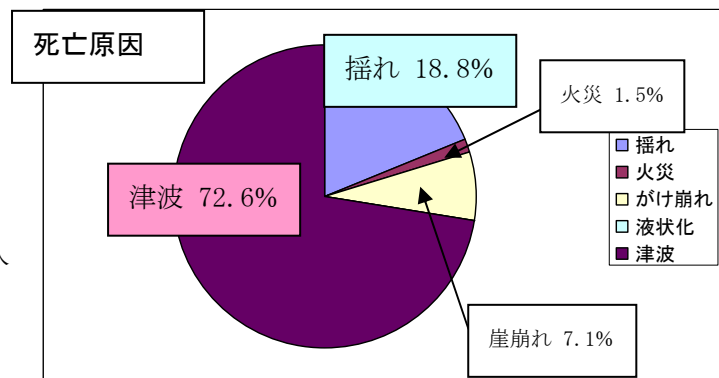


○人的被害

死者 9,627 人
負傷者 10,766 人

(注) 冬の夕方発生の場合

火災による死者 148→771 人



○避難所への避難者数の想定 (冬の夕方の発生で、1日経過後)

最大で、258,870人

(注) 避難者数の再整理

平成18年3月、国の算定方法との整合を図り、全壊・焼失家屋に半壊や断水家屋からの避難者数も加えて算定。(再整理前 46,961人 → 再整理後 258,870人)

基本的な考え方

過去の南海地震は、大規模な地盤変動を引き起こしている。特に人口と資産が集中する高知市付近では、地震に伴う地盤沈下により長期間の浸水を経験している。

地震発生や津波の仕組みは次第に明らかになってきたものの、地盤変動についての詳細なメカニズムは未だ解明されていない。大規模な地盤変動を伴うことは南海地震の特徴といえるが、これに対する行政の準備や県民の認識は必ずしも十分とは言えず、このまま次の南海地震を迎えれば、地盤変動による被害が揺れや津波による被害をより深刻なものとし、都市部を中心に壊滅的な状況になることが想定される。

本研究チームでは、地盤変動に伴う被害を想定した防災対策の重要性を認識し、過去の南海地震に伴う地盤変動や今後の見込みについて研究するとともに、事前の対策や被災後の復旧・復興に向けた課題について整理した。

【「南海地震による地盤の変動の研究」検討チーム報告書（抄）】**1 過去の地盤変動と今後の見込みに関する研究**

文献の記録や専門家の論文、講演等を通じて研究し、考察を行った。

(1) 概要**① 過去の地盤変動について**

- ・昭和南海地震では、概ね現在の安田町・安芸市から黒潮町・四万十市（旧中村市）を結ぶ線の北側で沈下し、南側の室戸岬や足摺岬では、隆起している。
- ・宝永・安政の地震においても同じような傾向を示しているが、隆起と沈下の境界点となる地域は、地震によって違う可能性がある。
- ・特に規模の大きな宝永地震では、地盤変動も大きかった。
- ・高知市付近の地盤沈下では、長期の浸水被害が発生しており、避難や被災後の生活、復旧活動に支障を来している。

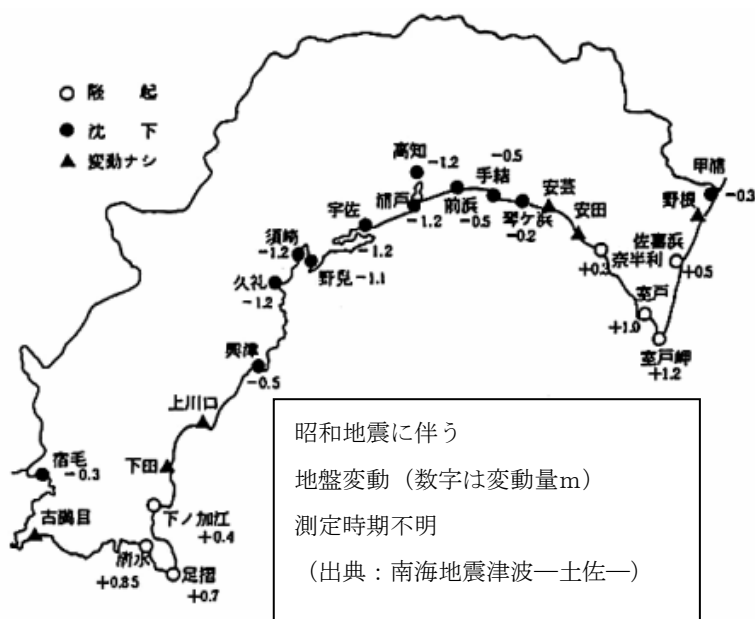
② 次回の南海地震に伴う地盤変動量の予測について

- ・地盤の変動量については、過去の地震における地盤変動の量をモデルにより検証を行うことは可能となったものの、将来発生する南海地震に伴う変動量を精度ある数値として事前に推定することは現時点ではできない。
- ・次回の南海地震が発生すると、比較的小さめであった昭和南海地震以上の大きな地盤変動が起こると想定する必要がある。
- ・今後、研究機関が観測体制の強化や学術的研究をより一層進めていくことで、変動量の予測手法を確立することが事前の対策や被災後の復旧・復興計画の策定に向けて重要となってくる。

(2) 文献の記録例

- ・「其の後は堀詰より船に乗りて吸江へ渡るに本の堤は所により汐の深さ1丈余（約3m）も有り之と也」（宝永地震記より1707年宝永地震の記録）

- ・「浦戸港内、地潮より三尺四五寸（約 1.0～1.1m）高となり城東新町下知一円海となる」（南海大震災誌より 1854 年安政南海地震の記録）
- ・「葛島ほか 2 箇所の堤防が決潰したために海水が浸入、街から付近一帯の田んぼにかけて、約一千町歩（約 10 k m²）が海となった。」
- ・「室戸港は約 1m10 c m の隆起で大きな漁船が出入りできなくなる。」（以上南海大震災誌より 1946 年昭和南海地震の記録）



(3) 論文・講演等を参考にした専門家

- 田部井 隆雄（高知大学理学部教授）
- 松岡 裕美（高知大学理学部助教授）
- 大村 誠（高知女子大学生生活科学部教授）
- 都司 嘉宣（東京大学地震研究所助教授）
- 熊木 洋太（国土地理院測地観測センター長）

2 地盤変動により想定されるインフラ等への被害とその対策について

今後の南海地震対策の参考とするために、以下の内容についてとりまとめた。

(1) 地盤変動がもたらすインフラ等への被害の想定

地盤変動によるインフラ等への直接的な影響や、揺れや津波とあわせて地盤変動が被害をより増大させる事象について想定した。

地盤沈下によるゼロメートル地帯の拡大に伴う長期浸水

昭和南海地震後の市街化の進展に伴い、都市部を中心に過去にない被害を引き起こす可能性が高い。

- （例）道路の長期冠水による、応急復旧活動や救護活動等の阻害
- 避難生活の長期化
- 農耕地の塩水被害

地盤隆起による影響

(例) 航路・泊地水深の不足による船舶の航行障害

(2) 事前の防災対策の検討

公的機関が担うべき事項

【ハード対策】(例) 長期浸水を想定したインフラ等の改良 (排水ポンプ場など)

【ソフト対策】(例) 住民や事業者への地盤変動に関する情報提供や啓発活動
地盤変動を想定したインフラや市街地の復興計画の事前検討

住民及び事業者が行う事項

【ハード対策】(例) 居住場所の選定に浸水被害を考慮

【ソフト対策】(例) 地域の津波避難計画の作成 (ハザードマップの作成)
長期浸水に伴う避難生活のための準備

(3) 被災後の復旧・復興対策の課題

応急復旧期 (例) 市街地等に流入した海水等の迅速な除去
長期にわたる避難場所の確保

復旧期・復興期 (例) 被災した市街地の復興

3 住民及び事業者への地盤変動に対する情報提供について

南海地震に対し、公的機関による対策の充実はもちろん重要であるが、住民や事業者が事前に対策をしておくことが、最終的に自らの生命や財産を守るポイントとなる。行政は、地震に関連する情報や住民が事前に対策を講じるため必要となる手段等の情報を提供することで、これを支援することが重要である。ここでは特に地震にともなう地盤変動に関連して住民や事業者に提供できる情報について検討した。

避難行動や生活に関して必要とされる情報

(例) 地盤変動の実績と今後の見込み

津波高、到達時間、浸水区域に関する情報 (高知県津波防災アセスメント補完調査 (津波浸水予測)、地盤沈下を想定したゼロメートル地帯図 等)

地形及び地質に関する情報

地盤高さに関する情報

避難場所に関する情報 (市町村の避難地情報 等)

インフラへの影響等に関して必要とされる情報

(例) 防災のためのインフラに関する情報 (緊急輸送用道路の指定状況 等)

4 まとめ

地盤変動のメカニズムについては、研究者の中でも多種多様な議論があり、未だ解明されていない部分が多い。したがって、地盤変動を想定した防災対策を進めるには、学術的な研究の更なる進展が望まれる。

また、県庁の各部局が防災について検討する際に、本検討チームで出された研究成果を共通の課題として認識しておくことが重要である。

南海地震への対応は、市町村や県民、事業者との連携が重要である。被害の軽減には、県民や事業者の自主的な取り組みが重要であり、行政はこれを促すための情報提供の取り組みを積極的に行う必要がある。

参考資料3

これまでの南海地震対策の概要

平成4年度 ○高知県地震対策基礎調査（M8.0想定）

平成5年度 ○地域防災計画（震災対策編）作成

平成7年1月17日 阪神・淡路大震災

平成7年度 ○高知県地震対策検討委員会の設置（副部長クラス）

平成8年度 ○県有建築物耐震モデル診断実施（5庁舎）

平成10年度 ○高知県南海地震津波防災検討会の設置

平成11年度 ○高知県津波防災アセスメント調査（M8.4想定）

平成12年度 ○津波避難対策モデル市町村の設定（高知市、土佐市、中村市、土佐清水市、東洋町、夜須町、中土佐町）

平成13年度 ○第2次高知県津波防災アセスメント調査

平成13年6月28日中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」発足

平成13年9月27日「南海トラフの地震の長期評価」発表

平成13年11月15日「東南海・南海地震に関する府県連絡会」発足

平成14年度 ○南海地震から命を守る対策事業
（防災学習プログラム及び実践的避難訓練の検討）
○津波避難対策計画作成モデル事業
（消防庁事業、モデル県：高知、三重、和歌山）
○南海地震対策推進本部の設置

平成14年7月26日「東南海・南海地震に係る地震防災対策に関する特別措置法」公布

平成15年度 ○危機管理部門の設置
○県政の4本柱に南海地震対策

平成15年12月17日中央防災会議「地震防災対策推進地域」指定

平成15年12月17日中央防災会議「地震対策大綱」発表
○第2次高知県地震対策基礎調査（M8.4想定）

平成16年度 ○高知県地域防災計画（東南海・南海地震防災対策推進計画編）の策定

平成16年6月11日 4県（三重県・和歌山県・徳島県・高知県）東南海・南海地震
防災対策連携協議会の発足

○4県共同地震・津波県民意識調査

平成16年10月23日新潟県中越地震

平成16年12月26日スマトラ沖地震

○南海地震啓発のための小冊子の全戸配布・情報コーナーの設置・ホームページの開設

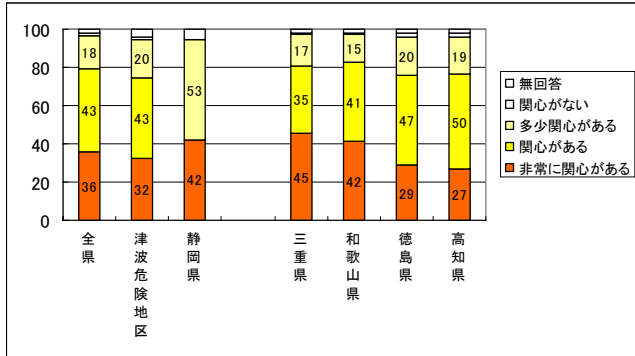
○「南海地震に備える基本的な方向」の発表

平成17年3月30日中央防災会議「地震防災戦略」決定

平成17年度 ○第2次高知県津波防災アセスメント補完調査（M8.4想定）

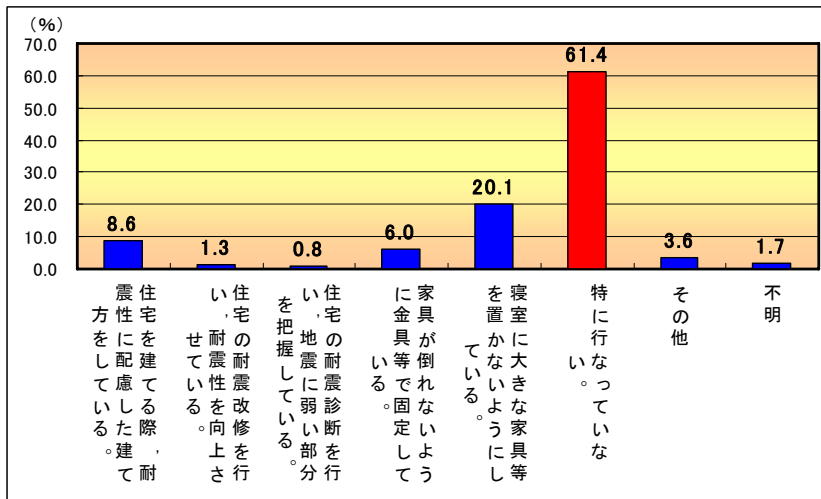
平成18年4月21日中央防災会議「東南海・南海地震応急対策活動要領」決定

① 東南海・南海地震への関心、切迫感、基礎知識

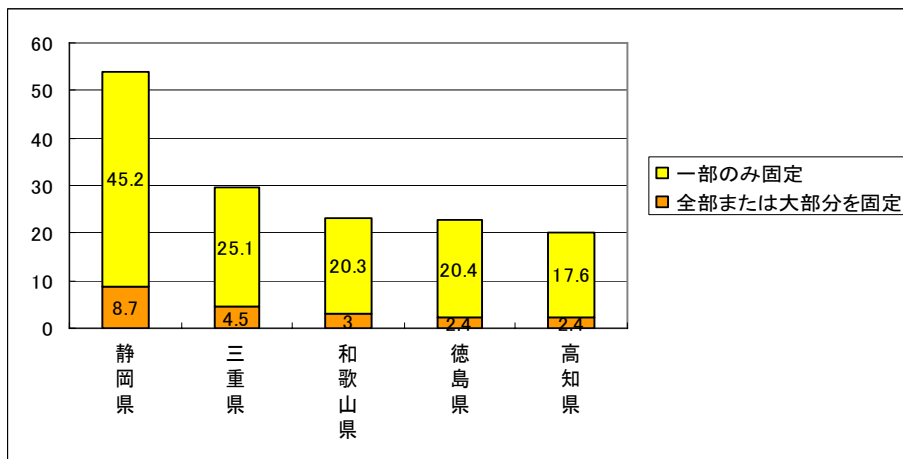


東南海・南海地震への関心は、高知県では「非常に興味がある」人が27%しかおらず、4県の中では関心が低い。

② 自宅の耐震対策（高知県）

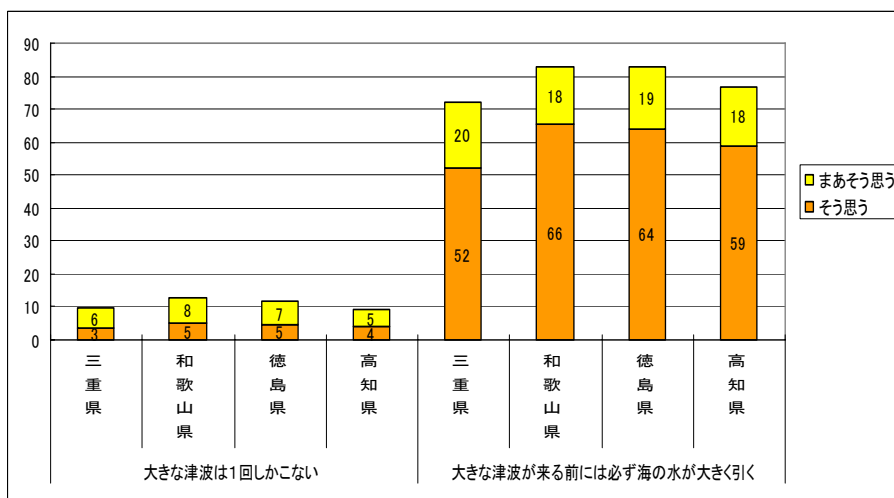


③ 家具の固定状況

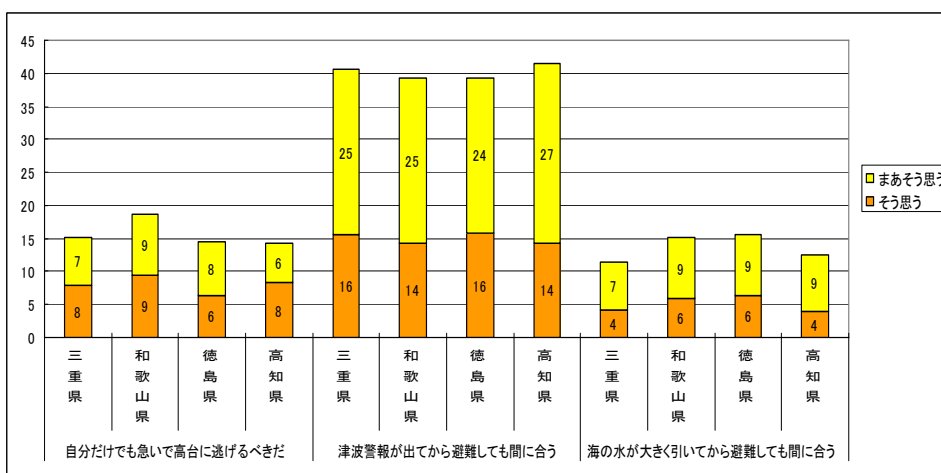


・「全部または大部分を固定している」人は2.4%
 ・「一部のみ固定」(17.6%)を入れても20%（5世帯に1世帯）
 ・防災先進県である静岡県と比較すると家具の固定の対策は進んでいない。

④津波に関する誤解

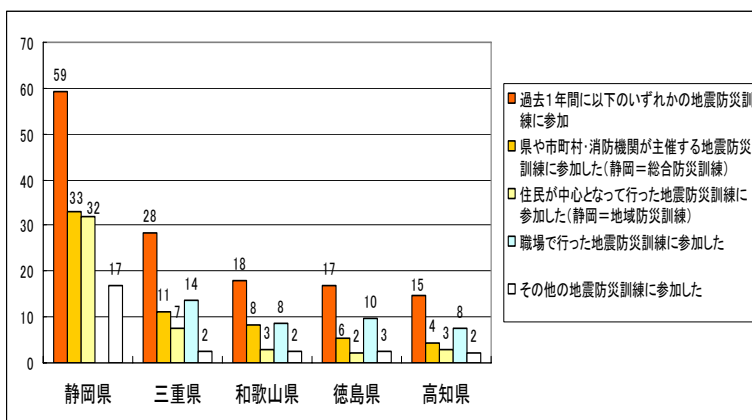


大きな津波は引き波から来るという誤解が77%と圧倒的



津波に関する誤解：啓発活動等による正しい認識が必要。津波警報が出てから避難しても間に合うというのは間違い。特に、高知県では津波来襲が早く、警報待ちでは間に合わない恐れが強いのに、警報が出てから避難しても間に合うと思っている人が41%もいる。

⑤防災訓練等への参加状況



過去1年間、地震防災訓練への参加率が、4県平均でも2割に過ぎず、非常に低い。特に高知県は低く15%。

住民が中心になって行う訓練への参加が4県では4%、高知県は3%と特に低い。




参考資料 5

県民への情報提供

1 県計画

| 計画名 | 根 拠 | 策定年月 | 現担当課 | 備考 |
|----------------------------------|-------------------------------|--------|---------------------------|-------------------|
| 高知県地域防災計画 (震災対策編) | 災害対策基本法 | H15.5 | 危機管理課 | H18.5 改定 |
| 高知県地域防災計画 (東南海・南海地震防災対策推進計画編) | 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 | H16.7 | 危機管理課 | H18.5 震災対策編へ統合 |
| 第3次地震防災緊急事業 五箇年計画 (H18～22年度) | 地震防災対策特別措置法 | H18.10 | 各関係部局 (危機管理課 とりまとめ) | |
| 高知県災害医療救護計画 | | H17.3 | 医療薬務課 | 適宜改定 |

2 情報提供の手段

| 提供の手段 | 場所 | 設置年度 | 現担当課 | 備考 |
|--|---------------------------|--------------|-------|----|
| 南海地震に備えて  GOOD!! 「南海地震ホームページ」 | 県庁ホームページ内 | 16年度 | 危機管理課 | |
| I Z A (いざ) 障害者のための防災支援ホームページ | | | 障害福祉課 | |
|  パッとわかる「南海地震情報コーナー」 | 県内 152 箇所 (市町村役場、県庁舎等) | 16年度 17年度 | 危機管理課 | |
| 「南海地震に備え  」小冊子 | 県内全世帯 | 16年度 | 危機管理課 | |
| 住宅耐震相談センター | (社) 高知県建築士事務所協会内 | 16年度 | 住宅企画課 | |
| 住宅耐震相談窓口 | 各市町村担当課 | 16年度 | 住宅企画課 | |
| 起震車の配置、巡回、貸出 | 消防学校 | 7年度 | 危機管理課 | |
| 防災キャラクターの貸出(画像、着ぐるみ、ダンス、音楽、腕人形) | 危機管理課 | 15年度 | 危機管理課 | |
| 防災教育モデル事業 | 県内 33 小・中学校 | 15～17年度 | 危機管理課 | |
| 講習会、セミナー、防災訓練 | | | 各部局 | |

| | | | | |
|----------------|--|--|-----|----------------|
| 広報誌、パンフレット等の配布 | | | 各部署 | 下記 4を 参照 |
|----------------|--|--|-----|----------------|

3 各種調査事業の実施

| 調査事業名 | 内容等 | 調査年度 | 現担当課 | 備考 |
|---------------------|---|---------|--------|-------------|
| (第1次)地震対策基礎調査 | 昭和南海地震(M8.0)規模による本県の被害想定等 | 4年度 | 危機管理課 | |
| (第1次)津波防災アセスメント調査 | 海岸構造物等が機能しないとした場合の津波浸水区域等 | 11年度 | 危機管理課 | |
| 第2次津波防災アセスメント調査 | 海岸構造物等が機能した場合の津波浸水区域等 | 14年度 | 危機管理課 | |
| 第2次地震対策基礎調査 | M8.4規模の南海地震が発生した場合の本県の被害想定等 | 15年度 | 危機管理課 | H18.3 一部見直し |
| 南海地震における道路機能調査検討事業 | 沿岸市町村における避難路や緊急医療、復興支援など道路の果たすべき機能や確保すべき機能を整理検討 | 15～16年度 | 道路課 | |
| 津波防災アセスメント補完調査 | 津波の時間経過、津波浸水深等に関する詳細調査 | 16～17年度 | 危機管理課 | |
| 4県共同県民意識調査 | 三重、和歌山、徳島、高知の4県共同で、県民の地震防災意識を調査 | 16年度 | 危機管理課 | |
| ため池地震防災調査 | ため池のハザードマップ作成のための調査手法 | 16年度 | 耕地課 | |
| 福祉施設防災マニュアル検討事業 | 社会福祉施設における地震防災対策の進め方 | 16～17年度 | 高齢者福祉課 | |
| 災害時要援護者防災ネットワーク検討事業 | 地震発生時の災害時要援護者を地域で支える方策 | 16～18年度 | 障害福祉課 | |
| 在宅要医療者災害支援事業 | 在宅要医療者の地震災害時の療養維持対策 | 17～18年度 | 健康づくり課 | |

4 県民への情報提供誌等（県広報紙、リーフレット類、テレビ番組は除く。）

| 資料名 | 対象 | 作成年度 | 現担当課 | 備考 |
|--------------|------|------|-------|----|
| 高知県の地震時地域危険度 | 一般県民 | H4年度 | 危機管理課 | |
| そのときあなたは！ | 一般県民 | H7年度 | 危機管理課 | |

| | | | | |
|---|------------------------|---------------|--------|-----------------|
| IZA (いざ) 障害者のための防災支援マニュアル | 障害者、家族及び 近隣の住民等の支援者 | H10年度 | 障害福祉課 | |
| TSUNAMI | 小学校高学年 | H11年度 | 危機管理課 | CD-ROM |
| 津波防災サイン基本計画のあらまし | 一般県民 | H12年度 | 危機管理課 | |
| 絵で見る地域防災ハンドブック | 一般県民 | H14年度 | 危機管理課 | |
| 耐震補強のすすめ | 一般県民 | H15年度 | 住宅企画課 | |
| 教えてトラフ博士 「南海地震を学ぶ」～かならずやってくる南海地震に備えよう～ | 一般県民 | H15年度 | 危機管理課 | CD-ROM 付き 冊子 |
| 「南海地震に備える」～防災キャラクターと学ぶ～ | 小中学生～一般県民 | H15年度 | 危機管理課 | ビデオ |
| 防災ダンスパンフレット・ダンスビデオ | 園児～小学校低学年 | H15年度 | 危機管理課 | パンフレット・ビデオ |
| 事業所のための津波防災訓練（東南海・南海地震防災対策計画に基づく防災訓練） | 事業所 | H17年度 | 危機管理課 | ビデオ・DVD |
| 南海地震に備えちよき～生きぬくために～（研修用） | 研修企画者用 | H17年度 | 危機管理課 | ビデオ・DVD |
| 防災啓発ビデオ 南海地震に備えて IZA (いざ) | 要援護者（障害者） 近隣住民 | H17年度 | 障害福祉課 | ビデオ |
| 完全防災本マニュアル （県立図書館所蔵の資料をピックアップ） | 一般県民 | H17年度 | 県立図書館 | 冊子 |
| 高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル | 入所及び通所施設 | H17年度 | 高齢者福祉課 | 冊子 |
| 在宅要医療者災害支援マニュアル | 要医療者、その家族、ケア提供者 | H18年度 | 健康づくり課 | 冊子 |
| 災害時要援護者支援ネットワークづくりの手引き | 市町村、自主防災組織 | H18年度 （予定） | 障害福祉課 | 冊子 |

○事業の実施状況（県の補助額ベース）

| | H15実績 | | H16実績 | | H17実績 | | H18交付決定 (H19.1.12現在) | |
|------------------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| | 実施団体数 | 県補助額 (千円) | 実施団体数 | 県補助額 (千円) | 実施団体数 | 県補助額 (千円) | 実施団体数 | 県補助額 (千円) |
| (1) 自主防災組織活動支援事業 | 25 市町村 | 24,315 | 24 市町村 | 47,042 | 30 市町村 | 76,083 | 24 市町村 | 70,497 |
| ①自主防災組織の育成を図る事業 | 新規 87 組織 | 6,181 | 新規 136 組織 | 5,196 | 新規 246 組織 | 8,166 | 新規 245 組織 | 9,178 |
| ②自主防災組織の整備を図る事業 | | 16,186 | | 37,830 | | 65,672 | | 60,280 |
| ③自主防災組織の活動活性化を図る事業 | 既存 40 組織 | 1,948 | 既存 81 組織 | 4,016 | 既存 53 組織 | 2,245 | 既存 11 組織 | 1,039 |
| (2) 地域防災体制整備支援事業 | 17 市町村 | 8,238 | 26 市町村 | 20,122 | 25 市町村 | 17,557 | 18 市町村 | 10,817 |
| ①消防団(分団)の充実・強化を図る事業 | 31 分団 | 6,641 | 29 分団 | 11,303 | 29 分団 | 6,047 | 21 分団 | 6,521 |
| ②地域の防災体制を強化する事業 | 5 市町村 | 1,597 | 14 市町村 | 8,486 | 17 市町村 | 11,503 | 11 市町村 | 4,296 |
| ③普及啓発の充実を図る事業 | | | 7 市町村 | 333 | 1 市町村 | 7 | | |
| (3) 地域防災施設整備事業 | 18 市町村 1 消防本部 | 38,000 | 18 市町村 1 消防本部 | 69,911 | 23 市町村 2 消防本部 | 40,838 | 17 市町村 1 消防本部 | 38,254 |
| ①避難標識等のサインを設置する事業 | 12 市町村 | 6,524 | 15 市町村 | 10,638 | 13 市町村 | 5,439 | 11 市町村 | 4,018 |
| ②避難経路・避難地の整備を図る事業 | 8 市町村 | 11,723 | 11 市町村 | 31,380 | 13 市町村 | 18,152 | 9 市町村 | 11,130 |
| ③津波避難ビル等の整備を図る事業 | | | | | | | 1 市町村 | 9,400 |
| ④防災情報・通信施設の整備を図る事業 | 11 市町村 1 消防本部 | 19,753 | 12 市町村 1 消防本部 | 27,380 | 6 市町村 1 消防本部 | 10,840 | 8 市町村 | 11,892 |
| ⑤緊急用ヘリコプター離発着場の整備を図る事業 | | | | | 3 市町村 1 消防本部 | 6,407 | 1 市町村 | 1,814 |
| 計 | 30 市町村 1 消防本部 | 70,553 | 39 市町村 1 消防本部 | 137,075 | 30 市町村 2 消防本部 | 134,478 | 26 市町村 1 消防本部 | 119,568 |
| 県予算額(千円) | | 71,000 | | 160,000 | | 160,000 | | 131,000 |

○平成18年度みんなで備える防災総合補助金の概要

(1) 自主防災組織活動支援事業

- ・高知市 33 組織、四万十市 31 組織など、245 自主防災組織が行う防災訓練や防災マップ作成、防災資機材の整備等を支援
- ・黒潮町 6 組織、高知市 4 組織、奈半利町 1 組織の既存の 11 自主防災組織が行う防災訓練や学習会等に要する経費等を支援

(2) 地域防災体制整備支援事業

- ・いの町 7 分団、四万十町 3 分団など、21 分団で新規の自主防災組織設立を支援する消防団の資機材等の充実・強化を支援
- ・防災研修の実施（高知市、室戸市など 7 市町村）、家具転倒防災対策（夜須町、本山町）や避難計画作成（安田町）、訓練用資機材の整備（黒潮町）等の取り組みを支援

(3) 地域防災施設整備事業

- ・高知市、室戸市、安芸市、須崎市などで避難標識等サインの設置を支援
- ・安芸市、四万十市、大月町などで避難経路・避難地の整備を支援
- ・土佐市、宿毛市で消防用モーターサイレン、須崎市で難聴地域解消のための個別受信機、安芸市、土佐市で地域に衛星携帯などの整備・配備を支援
- ・いの町での緊急用ヘリコプター離発着場の整備を支援

◆木造住宅耐震診断事業

| | |
|------|---|
| 補助対象 | 昭和 56 年以前に建設された在来工法の木造住宅 |
| 負担割合 | 個人負担 3,000 円のみ (33,000 円の診断費用のうち、国が 15,000 円、県が 7,500 円、市町村が 7,500 円をそれぞれ負担) |
| 窓口 | 市町村 |

◆木造住宅耐震改修助成事業

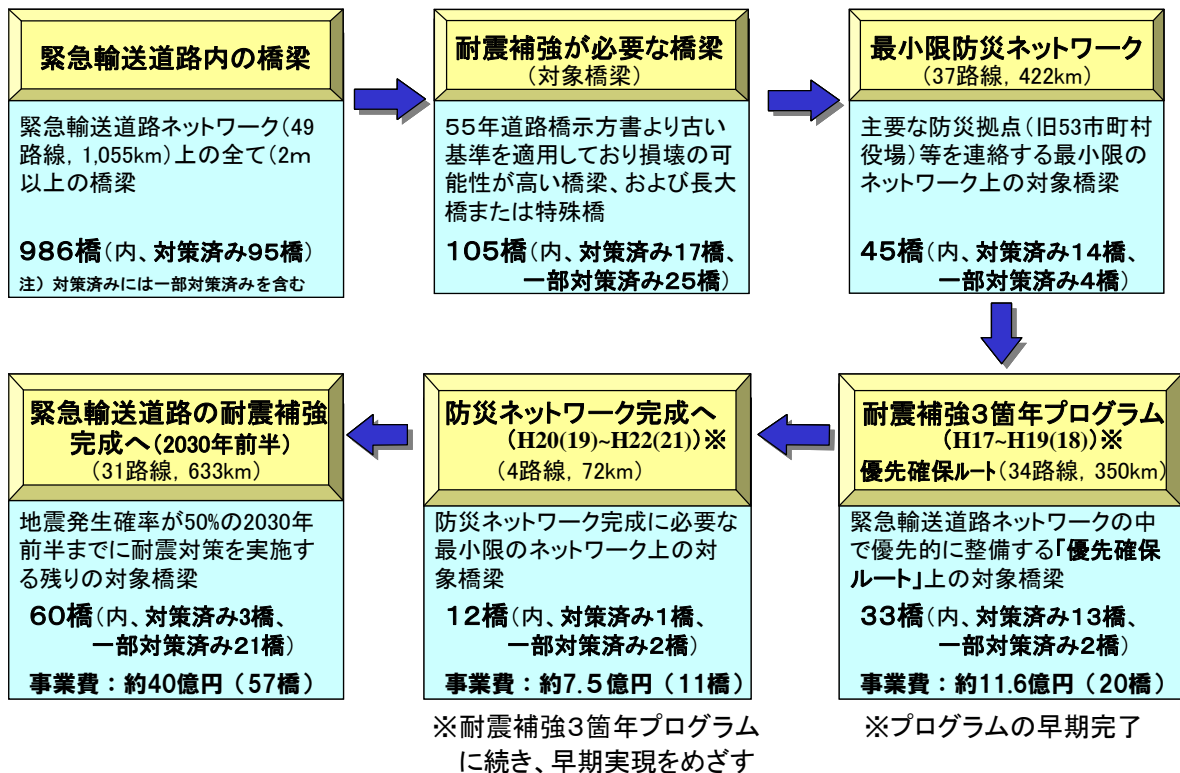
| | |
|------|---|
| 補助対象 | 次のすべてに該当する昭和 56 年以前に建設された在来工法の木造住宅の耐震改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が実施する耐震診断の総合評点が 0.7 未満であるもの。 ・ 耐震改修工事後の総合評点が 1.0 以上となるもの。 ・ 耐震改修工事を登録工務店が実施するもの。 |
| 負担割合 | 60 万円 / 1 戸 (県 30 万円、市町村 30 万円 合計 60 万円) |
| 窓口 | 市町村 |

◆上記の事業に併せて実施する関連事業

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 県民への南海地震に関する各種の啓発の実施 ② 県民への家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止への啓発 ③ 耐震診断・補強に関する相談窓口の設置 ④ 耐震補強を実施できる工務店の登録制度の実施 ⑤ 登録された工務店が継続的に技術をレベルアップしていく仕組みづくり ⑥ 登録された工務店の耐震補強工事实績の県民への情報提供 ⑦ 助成対象事業に係る耐震補強計画の第三者によるチェック ⑧ 木材を活用した内装への改装やバリアフリー改修と耐震補強との複合的なリフォームのモデルプラン集の作成 ⑨ 他の住宅関連や建物のメンテナンスなども含めた総合的な相談体制を県、市町村、建築技術者等が連携して整備 ⑩ 県内企業による安価な耐震補強器具の開発・製造への支援 (検討中) |
|--|

高知県の緊急輸送道路の橋梁耐震プログラム

来る南海地震(マグニチュード8.4)の地震に対しても、橋梁の損傷を限定的なものにとどめ、緊急輸送道路としての機能を確保するよう、橋梁の耐震補強を重点的に実施する。



基本的な考え方と対応方針

エネルギーの大きい津波は水門や陸こうのみならず、河川や港湾、漁港といった開口部から浸入し、背後地に浸水被害を及ぼすため、これらの開口部対策を推進する必要がある。その対策としては、津波浸入箇所への堤防新設や、既存堤防の嵩上げ、必要な箇所への水門、陸こうを配置することなどが考えられる。

しかし、開口部対策には多額の費用を要することは勿論、南海地震が発生した際の揺れによって、期待する機能が発揮されないことが考えられるなど、課題もある。

また、限られた財源と時間の中で、効率的、効果的に開口部対策を進めるには、閉鎖水域毎に地形や、人口、資産など守るべき諸要素と必要となる費用などを総合的に検討し、対策を講じるべき地域を特定して順次投資していくことが重要である。

このため、水収支エリアごとに、「津波の影響度」や「重要施設の有無」から重要度を分類し、その対応と方向性を整理した。

【「開口部対策の実務」検討チーム報告書（抄）】

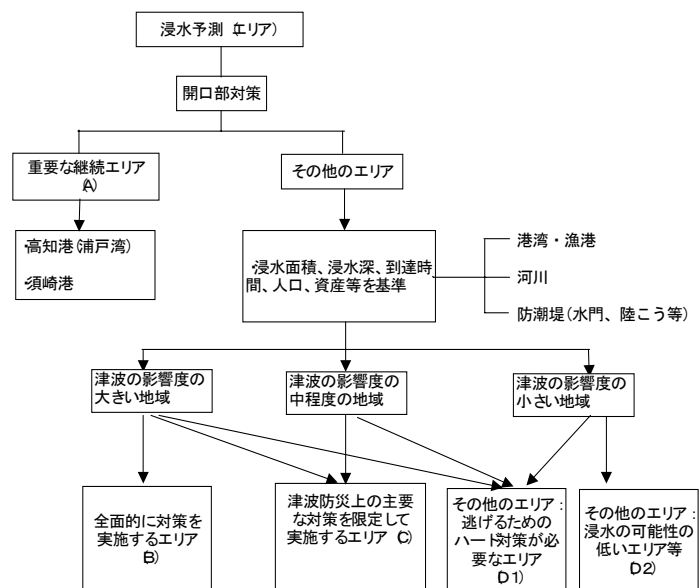
1 閉鎖水域（エリア）ごとの津波による影響度

| 影響度 | 浸水面積(※) | 浸水エリア人口(※) | 最大浸水深(※) | 津波到達時間 |
|-----|---------|------------|----------|-----------------------------|
| 大 | 50ha以上 | 1,000人以上 | 概ね2～5m | 概ね20分以内のエリアについては、分類表の下線エリア。 |
| 中 | 5～50ha | 50～999人 | 概ね0.5～5m | |
| 小 | 5ha未満 | 50人未満 | 概ね0.5～5m | |

※影響度の「大」「中」は、(※)項目すべてを満たす場合に該当。ただし、影響度「大」は、役場や支所の所在地のあるエリアも該当。

2 エリア毎における対応の方向性（116水収支エリア(125エリア名)における対応方針）

各エリアにおける対応の方向性は、津波による影響度をふまえて、河川堤防や海岸堤防の津波高さとの比較、支配的な浸水要因（①全面 ②水門・陸こう ③港湾・漁港の開口部 ④海岸・河川堤防）、対策の実施に伴う利用制限など多方面から考察を加えてA～D2まで五つに分類。



| | 影響度大 (28 エリア) | 影響度中 (29 エリア) | 影響度小 (59 エリア) |
|--------|--|---|---|
| A 地域 | 高知市全体、須崎港全体(中央、湾奥、湾口) | | |
| B 地域 | 清水港、清水港/あしずり港 | | |
| C 地域 | 岸本、新居 | 浜改田、甲殿/仁淀川 | |
| D 1 地域 | 甲浦港、白浜、生見、奈半利、田野、安田、伊尾木/安芸、安芸、手結、赤岡、吉川、宇佐、久礼、上の加江、興津(小室、浦分)、佐賀、入野、下の加江、三崎、小筑紫(福良)、宿毛/港南台池島、池島、宿毛(大島) | 佐喜浜港、室戸岬漁港、室津港/元、吉良川、羽根、伊尾木漁港/伊尾木、赤野、和食、横浪、野見(大谷)、野見、大谷(勢井)、久礼鎌田、安和、伊田、上川口、下田、布、大岐、以布利、三崎(下益野)、爪白、下川口、貝ノ川、柏島、小筑紫(栄喜)、小筑紫(大海)、湊浦(湊)、湊浦(呼崎)、湊浦(内外ノ浦)、田ノ浦、宇須々木 | 尾崎川、清水/椎名、三津漁港、高岡漁港、行当、住吉、宇佐(井尻)、竜、矢井賀、志和、鈴漁港、田野浦、久百々、小才角、大浦(松崎)、大浦、古満目(浦尻)、古満目、安満地、湊浦 |
| D 2 地域 | | | 野根、入木、加領郷、浦の内灰方、浦の内塩間(深浦)、浦の内塩間、浦の内出見、立目、中ノ浦、鳴無(坂内)、鳴無、浦ノ内須ノ浦、浦ノ内福良、浦ノ内今河内、池ノ浦、久通、中ノ島、久礼鎌田(大野)、笹場、押岡、矢井賀(小矢井賀)、田野浦(横浜)、双海、窪津、大浜、中浜、あしずり港西、下川口(片粕)、大津、西泊、樫ノ浦、周方形、橋浦、泊浦、泊浦(峯崎)、竜ヶ迫、沖の島(母島、古屋野、弘瀬、鶴来島) |

注) 表示エリアのうち下線部は、陸域への津波到達時間が 20 分以内のエリア。
影響の小さい地域で浸水人口が 50 人以上の箇所については D 1 地域に分類した。

3 費用対効果分析 (B/C) の考え方

費用対効果分析は、対策による便益 (B) と対策に要する費用 (C) の算定が必要である。便益の算定には対策効果のシミュレーションを要するが、現時点では財政的にも時間的にも困難なため、事業着手前に必要予算を計上して算定することとする。

4 推進すべきソフト対策

① 陸こうの閉鎖管理

利用頻度の少なくなった陸こうは階段を設置して閉鎖する。一方、真に必要な陸こうは、常時は閉鎖して利用時に開けるといった閉鎖管理を行っていく。

② 水門の閉鎖管理

水門は常時開いているが、門扉を可能な高さまで下げて開口部を狭めることで、津波の侵入を軽減する効果を検討する。

③ 津波避難困難地域における対策

津波の到達までに、安全な地域に避難することが困難な地域においては、既存の施設を津波避難ビル等として活用を図っていく。

5 今後の進め方

- ・ A 地域 (重要な継続エリア) の浦戸湾は、背後地の重要度等により優先順位を設け、優先度の高い地域から順次整備する。また、須崎港は平成 20 年代前半の完成に向け、津波防波堤や堤防嵩上げの整備を促進する。
 - ・ B 地域及び C 地域は、費用対効果分析による事業化の可能性等を検討していく。
 - ・ D 1 地域は、地域の要望を踏まえて、逃げるためのハード対策を、順次実施していく。
 - ・ D 2 地域を含むすべての地域では、逃げるためのソフト対策を積極的に推進していく。
- ※ C ~ D 2 のエリアの分類区分については、地域における取り組みを踏まえて、必要に応じて柔軟に対応していく。

県有建築物の耐震化の進め方

南海地震発生時に多くの県有建築物は、利用者の安全確保だけではなく、応急・復旧対策の拠点としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められている。

限られた財源の下、効率的・効果的に耐震化を進めていくには、優先度の高い建築物から順次進めていくことが重要であると考え、平成 16 年度及び 18 年度の 2 段階の検討を重ねて、県有建築物の耐震化に係る具体的な優先順位を整理した。

【「公共建築物の耐震化計画の策定」検討チーム報告書（抄）】（平成 16 年度）

【「県有建築物の耐震化実施計画策定」検討チーム報告書（抄）】（平成 18 年度）

1 県有建築物の分類（グループ化）による耐震化の推進（平成 16 年度検討）

（1）相対的な優先度による分類（グループ化）

①対象建築物

昭和 56 年以前の建築基準法に基づいて建築された県有建築物のうち、次のもの。

- ・木造以外の建築物で 2 以上の階を有し、又は延べ面積が 200 m² を超える建物
- ・木造の建物で 3 以上の階を有し、又は延べ面積が 500 m²、高さが 13m 若しくは軒の高さが 9 m を超える建物

②対象建築物の分類（グループ化）

「想定震度」と「地震発生時に考慮すべき建物の用途等」の 2 つの指標により、次の表に当てはめて、優先度別に 3 つのグループ（優先度順に 1 G、2 G、3 G）に分類。

| 優先度 | | 建物の用途等 | | |
|------|------|--------|-------|-----|
| | | 3項目以上 | 2～1項目 | 0項目 |
| 想定震度 | 6強以上 | 1G | 1G | 2G |
| | 6弱 | 1G | 2G | 3G |
| | 5強以下 | 2G | 3G | 3G |

○想定震度：当該建築物が立地している場所の想定震度

○地震発生時に考慮すべき建物の用途等：以下の 7 項目

- ・多数の者が利用する建物
- ・県営住宅、入所施設、寄宿舎など利用者が日常の生活を営んでいる建物
- ・災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）の利用を目的とする建物
- ・災害応急・復旧対策の拠点となる建物（災害対策本部・支部等を設置する建物）
- ・災害応急・復旧対策を実施する建物（拠点となる建物を除く）
- ・避難所に指定されている建築物や災害時要援護者の入所施設など避難所等になる建物
- ・津波で浸水が予想されている区域にある 3 階以上の建物（津波避難ビルの指定候補含む）

（2）耐震化にあたっての目標

平成 26 年度末を目標に、「1 G」の優先を基本として、耐震補強に取り組む。

2 耐震化実施計画（以下「計画」という。）の策定（平成 18 年度検討）

（1）計画策定の趣旨

平成 16 年度に掲げた目標の達成に向けて、全庁的に耐震化の優先順位付けを行い、計画的に耐震化を進めるため、原則として「1G」に属する県有建築物を対象に計画を策定（「2G」の建築物で、災害時に果たす役割が大きいものは、個別具体的に判断した上で対象に追加）。

（2）計画における優先順位の考え方

「利用者の安全性の確保」と「地震発生後に果たすべき役割の重要性」の両面を考慮した上で、優先順位付けを行うこととし、基本的な考え方として、「重点建築物」（※）に該当するものを優先することとし、具体的には、現状の使用形態や地震発生後の果たすべき機能など固有の実情を考慮する必要から、知事部局、教育委員会、警察本部の3つの組織別に整理した。

（※）重点建築物とは

| | | 建物の用途等 | 建築物の例 |
|---|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 置用 及 途 に よ る 優 先 度 設 | a. 機能確保が 必要なもの | 復旧拠点施設 | 県・市町村災害対策本部等 消防署、警察署、災害拠点病院 |
| | | 避難施設 | 避難所に指定された学校・公民館等 |
| | | ライフライン管理施設 | 水道・ガス・電気等の管理施設等 |
| | b. 災害時要援護 者が利用するもの | 各種福祉施設 | 老人保健施設、老人ホーム、養護学 校、児童福祉施設、保育所等 |
| びに規 優よ模 先る及 度設 定地 及域 | c. その他 | 規模：3階以上かつ2,000㎡以上の建築物 地域：密集住宅事業等により防災上特に重要な区域と位置付 けられた場合、その区域の建築物 | |

（出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「既存建築物耐震改修促進・実施計画」（H15.12作成））

<知事部局>（①～⑥は優先順位）

- ① 応急・復旧対策の拠点となる建築物
- ② 災害時要援護者が利用する施設のうち入所施設
- ③ 災害時要援護者が利用する施設のうち通所施設
- ④ 長期的又は緊急的な避難施設（現時点での避難場所の指定の有無に関わらず、地域の実情等により避難施設としての確保が必要と判断された建築物）
- ⑤ 3階建て以上かつ延べ床面積2,000㎡以上の建築物、又は密集住宅事業等により防災上特に重要な区域と位置付けられた場合の当該区域内の建築物
- ⑥ 応急・復旧対策を実施する建築物（①を除く）

<教育委員会>

多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、基本的に「学校施設」を優先することとし、具体的には、盲・聾・養護学校（平成19年度からは特別支援学校）を優先しつつ、学校単位で優先順位付け。学校以外の施設については、利用者や建物の状況等を勘案して、優先順位付け。

<警察本部>

地震防災活動の拠点として、県民の生命・財産の保護、治安の維持を目的とする「警察署」を優先して耐震化を行うこととし、「警察署」については、管轄地域の規

模（管内人口等）、建築年順及び津波による被害等を勘案して、優先順位付け。

3 計画のローリング（見直し）等

- ・当該計画は、南海地震に備えるために整理するものであり、個別の整備（改築等）計画がある場合には、これによらないものとする。
- ・具体的な工法（耐震補強、免震等）の選択や改築の必要性については、一部のものを除き、計画による耐震化の順位が到来した時点で検討する。
- ・今後、耐震診断結果等を踏まえて、当該計画をローリング（見直し）していく。

4 耐震化実施計画（平成19年2月推進本部決定）

（知事部局）

| 優先順位 | 施設名 | 棟名 | 所在地 (市町村) | 建築年月 | 建物構造 | 階数(階) | | 面積(m ²) | | 耐震化の実施(予定)年度 | | |
|------|-------------|------------------------|--------------|-------------|------|-------|----|---------------------|--------|--------------|--------|--------|
| | | | | | | 地上 | 地下 | 建築面積 | 延床面積 | 診断 | 設計 | 工事 |
| 1 | 県庁本館等 | 庁舎等 | 高知市 | S37.10 | RC | 2~6 | 1 | 4,536 | 21,425 | H8、16 | H19~20 | H21~23 |
| 2 | 安芸総合庁舎 | 庁舎 | 安芸市 | S44.3 | RC | 3 | | 1,280 | 3,354 | H8 | H20~21 | H22~24 |
| 3 | 幡多総合庁舎 | 庁舎 | 四万十市 | S41.2 | RC | 3 | 1 | 768 | 3,386 | H8 | H24 | H25 |
| 4 | 中央東土木事務所庁舎 | 庁舎(2棟) | 南国市 | S45.3、S51.3 | RC | 2 | | 411 | 821 | H19 | H24 | H25 |
| 5 | 中央東福祉保健所庁舎 | 庁舎(旧棟) | 香美市 | S49.12 | RC | 2 | | 618 | 1,200 | H19 | H24 | H25 |
| 6 | 高知土木事務所庁舎 | 庁舎 | 高知市 | S47.3 | RC | 3 | | 345 | 1,036 | H19 | H24 | H25 |
| 7 | 療育福祉センター | 本館・難聴幼児通園棟・発達障害者支援センター | 高知市 | S51.3 | RC | 2 | | 3,956 | 7,623 | H20 | H24 | H25 |
| 8 | 高知県保健衛生総合庁舎 | 衛生研究所・精神保健福祉センター | 高知市 | S48.2 | SRC | 5 | | 1,348 | 4,967 | H20 | H24 | H25 |
| 9 | 須崎総合庁舎 | 庁舎 | 須崎市 | S45.2 | RC | 5 | | 646 | 3,218 | H8 | H24 | H25 |
| 10 | 中村高等技術学校 | 本館 他5棟 | 四万十市 | S45.3~S45.8 | RC、S | 1~2 | | 2,332 | 2,915 | H22 | H25 | H26 |
| | 高知高等技術学校 | 本館 他4棟 | 高知市 | S57.3~S58.9 | RC、S | 1~3 | | 2,962 | 4,373 | H22 | H25 | H26 |
| 11 | 牧野植物園 | ガラス展示温室 | 高知市 | S44.11 | S | 1 | | 495 | 495 | H23 | H25 | H26 |
| 12 | 永国寺ビル | 事務室 | 高知市 | S42.3 | RC | 4 | | 297 | 770 | H24 | H25 | H26 |

（教育委員会）

| 優先順位 | 施設名 | 棟名 | 所在地 (市町村) | 建築年月 | 建物構造 | 階数(階) | | 面積(m ²) | | 耐震化の実施(予定)年度 | | |
|------|-----------|------------------------|--------------|--------------|-------------|-------|----|---------------------|--------|--------------|--------|---------|
| | | | | | | 地上 | 地下 | 建築面積 | 延床面積 | 診断 | 設計 | 工事 |
| 1 | 中村養護学校 | 校舎(本館) 他3棟 | 四万十市 | S54.10~S56.2 | RC、S | 1~3 | | 2,631 | 5,090 | H16~19 | H17~20 | H18~21 |
| 2 | 若草養護学校 | 校舎(特別教室棟) [本館及び体育館] | 香野町 | S54.9 | RC (一部S) | 2 | | 933 | 1,865 | H15 | H19 | H20 |
| 3 | 幡多農業高等学校 | 校舎・専門第2棟 | 四万十市 | S48.3 | S | 2 | | 714 | 1,551 | H17 | H19 | H20 |
| 4 | 窪川高校 | 体育館 | 四万十町 | S47.10 | S | 1 | | 1,044 | 1,044 | H17 | H19 | H20 |
| 5 | 高知江の口養護学校 | 校舎(1期工事分) 他2棟 | 高知市 | S49.3~S55.3 | RC (一部S) | 3 | | 1,796 | 5,092 | H15~17 | H20~21 | H21~22 |
| 6 | 盲学校 | 本館 他3棟 | 高知市 | S54.3~S56.3 | RC (一部S) | 2~4 | | 2,764 | 6,955 | H15~18 | H18~21 | H19~22 |
| 7 | 若草養護学校 | 校舎(普通教室棟) 他1棟 | 香野町 | S54.3、S55.3 | RC | 2 | | 1,814 | 4,196 | H15、16 | H21、22 | H22、23 |
| 8 | 日高養護学校 | 校舎(第1校舎) 他4棟 | 日高村 | S44.3~S47.3 | RC | 2 | | 2,005 | 4,073 | H15~18 | H22~24 | H23~25 |
| 9 | 山田養護学校 | 校舎(高等部棟) | 香美市 | S56.2 | RC | 3 | | 388 | 1,130 | H16 | H21 | H22 |
| 10 | 高知ろう学校 | 実習棟(産工被服実習棟) | 高知市 | S49.5 | RC | 2 | | 394 | 787 | H15、20 | H21 | H22 |
| 11 | 高知工業高等学校 | 校舎1号館(1期工事分) 他16棟 | 高知市 | S32.3~S57.3 | RC、S | 1~4 | | 6,083 | 15,351 | H18~20 | H22~24 | H23~H26 |
| 12 | 県民体育館 | 体育館 | 高知市 | S48.10 | RC | 2 | | 6,094 | 8,901 | H19 | H22 | H23 |
| 13 | 高知追手前高等学校 | 校舎(本館) 他5棟 | 高知市 | S6.9~S56.1 | RC、S | 2、3 | | 5,342 | 11,914 | H17~20 | H15~24 | H22~H26 |
| 14 | 高知丸の内高等学校 | 南校舎 他2棟 | 高知市 | S41.3~S42.3 | RC | 4 | | 1,388 | 5,501 | H19 | H22~25 | H23~H26 |
| 15 | 永国寺第2ビル | こどもの図書館・会議室 | 高知市 | S47.8 | RC | 3 | | 366 | 1,010 | H20 | H24 | H25 |
| 16 | 中村高等学校 | C校舎(1期工事分) 他3棟 | 四万十市 | S43.3~S56.2 | RC | 2、3 | | 1,650 | 3,931 | H15~19 | H22~24 | H23~H25 |
| 17 | 幡多農業高等学校 | 校舎・南舎 他8棟 | 四万十市 | S47.3~S57.4 | RC、S | 1~3 | | 4,587 | 7,452 | H15~20 | H23~25 | H24~26 |
| 18 | 高知農業高等学校 | 校舎(本館:1号館) 他8棟 | 南国市 | S51.3~S56.3 | RC、S | 1~4 | | 5,996 | 15,257 | H15~20 | H23~25 | H24~26 |
| 19 | 幡多青少年の家 | 青少年教育施設 | 黒潮町 | S54.9 | RC | 2 | | 1,094 | 1,192 | H20 | H25 | H26 |

（警察本部）

| 優先順位 | 施設名等 | 棟名 | 所在地 (市町村) | 建築年月 | 建物構造 | 階数(階) | | 面積(m ²) | | 耐震化の実施(予定)年度 | | |
|------|-----------|-----------|--------------|--------|-------------|-------|----|---------------------|-------|--------------|-----|--------|
| | | | | | | 地上 | 地下 | 建築面積 | 延床面積 | 診断 | 設計 | 工事 |
| 1 | 高知警察署 | 警察庁舎 | 高知市 | S47.2 | RC | 5 | 1 | 683 | 4,198 | H8 | H19 | H21~22 |
| 2 | 南国警察署 | 警察庁舎 | 南国市 | S48.3 | RC | 2 | | 559 | 1,333 | H18 | H20 | H22~23 |
| 3 | 宿毛警察署 | 警察庁舎 | 宿毛市 | S51.3 | RC | 3 | | 386 | 1,073 | H18 | H21 | H23~24 |
| 4 | 香南警察署 | 警察庁舎 | 香南市 | S52.3 | RC | 3 | | 368 | 990 | H18 | H22 | H24~25 |
| 5 | 本山警察署 | 警察庁舎 | 本山町 | S49.3 | RC | 2 | | 379 | 1,084 | H18 | H23 | H25~26 |
| 6 | 警察本部布師田別館 | 交通機動隊勤務庁舎 | 高知市 | S55.10 | RC (一部S) | 4 | | 535 | 1,923 | H19 | H23 | H25~26 |
| 7 | 下知交番 | 交番庁舎 | 高知市 | S53.3 | RC | 2 | | 43 | 65 | H22 | H24 | H26 |

※建物構造：RC(鉄筋コンクリート)、S(鉄骨造)、SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)

公共的建築物の耐震化の進め方

市町村（一部事務組合を含む）・民間の有する学校、病院や社会福祉施設、役場・消防庁舎などの施設は、災害時には、応急救助活動の拠点や避難場所など重要な役割を担うことから、これら建築物を「公共的建築物」と位置付け、その耐震化を進めるための具体的方策について、利用者の安全及び施設機能の確保の両面から検討した。

【「公共的建築物の耐震化の促進」検討チーム報告書（抄）】

1 検討対象

建築物の規模及び構造（木造・非木造）に関わらず、旧耐震基準で建築された建築物のうち、次の建築物を対象とした。

①災害時に公共的な役割を担う施設

- 災害時の情報収集や災害対応を行う建築物（災害対策本部、支部を設置する市町村の庁舎）
- 消火、救急・救助活動等を行うための建築物（消防本部、消防署（所））
- 災害時に住民等の避難場所として使用されることを目的に市町村の地域防災計画で指定された建築物（学校校舎・体育館、公民館、コミュニティセンター、研修センター、津波避難ビル等）
- 医療救護活動等を行うための建築物（医療機関）
- その他災害時に重要な役割・機能を果たす建築物（電気、ガス、水道、輸送、通信、放送などの公益的事業を営む法人の中核機能施設）

②その他の公共的施設

- 災害時に自らの力で避難することが困難な要援護者及び子どもが日常的に利用する建築物（社会福祉施設、学校校舎・体育館）

2 耐震化を促進するための当面の取り組み

（1）所有者等に対する普及啓発、情報提供

- 耐震改修の先進事例の紹介
- 南海地震に関する啓発による注意喚起
- パンフレット等の配付、広報誌による広報等の実施
- 耐震診断・改修に係る情報提供（シンポジウム・説明会等の開催）

（2）相談指導体制の充実

- 施設台帳による耐震診断・改修の進捗状況の把握と、所有者等に対する個別の指導・助言、働きかけ
- 施設の状況に適した専門家による相談等に関するアドバイス

（3）所有者等の費用負担の軽減

- 国の現行、又は新たに創設された助成制度や税制上の優遇措置の積極的な活用・周知
- 助成制度や税制上の優遇措置の拡充についての国への働きかけ

(4) 計画的な耐震診断・改修の推進

- 耐震化計画の作成
- 耐震化率の目標の設定
- 施設台帳による耐震診断・改修の進捗状況の把握と対策効果の検証
- 建築物の耐震診断の実施状況や実施結果の住民への公表・周知（まずは県有建築物から実施）

3 引き続き検討を行っていく事項

- 病院、社会福祉施設、避難場所等の「耐震診断助成制度」の創設
- 耐震改修促進法に基づく指導の強化
- 恒常的・組織的な相談窓口体制の整備

(資料) 公共的建築物の耐震化の現状

| | 旧耐震基準の割合 (※1) | 耐震診断実施率 (※2) | 耐震化率 (※3) |
|-------------------|------------------|-----------------|--------------|
| 市町村の庁舎（災害対策本部、支部） | 76% | 13% | 25% |
| 消防本部、消防署（所） | 59% | 17% | 45% |
| 学校施設（私学） | 43% | 32% | 59% |
| 〃（公立） | 66% | 46% | 43% |
| 避難場所（学校施設以外） | 53% | 4% | 49% |
| 社会福祉施設（市町村） | 44% | 8% | 58% |
| 〃（民間） | 21% | 7% | 80% |
| 医療機関（市町村） | 31% | 0% | 69% |
| 〃（民間） | 34% | 3% | 67% |

※1 全建築物のうち、S56年以前の建築基準で建築された建築物の割合

※2 S56年以前の建築基準で建築された建築物のうち、耐震診断を実施した建築物の割合

※3 全建築物のうち、耐震性を有していると判断される建築物の割合

耐震性を有していると判断される建築物とは、

a) S56年以降の建築基準で建築された建築物

b) 旧耐震基準の建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性有り」と診断された建築物

c) 旧耐震基準の建築物のうち、耐震改修を実施した建築物

【耐震診断、耐震改修のための助成制度】（平成19年1月現在）

① 耐震診断助成

| 対象建物 | 補助率等 | 担当課 | 備考 |
|----------------|----------|----------|---------|
| 公立認可保育所 | 県 1/3 以内 | 幼保支援課 | 高知市を除く。 |
| 私立認可保育所 | 県 1/2 以内 | 幼保支援課 | |
| 公立幼稚園 | 県 1/3 以内 | 児童生徒支援課 | |
| 私立幼稚園 | 県 1/2 以内 | 幼保支援課 | |
| 私立学校、私立専修・各種学校 | 県 1/2 以内 | 私学・大学支援課 | |
| 公立小中学校 | 県 1/3 | 児童生徒支援課 | |

②耐震改修助成

| 対象建物 | 補助率等 | 担当課 | 備考 |
|----------|--------------------------------------|----------|------------------|
| 私立認可保育所 | 国 定額（1/2 相当） | 幼保支援課 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 |
| 幼稚園（公・私） | 国 1/3 以内 | 幼保支援課 | |
| 公立小中学校 | 国 1/3（地震防災緊急事業五箇年計画に規定された場合は1/2に嵩上げ） | 児童生徒支援課 | 改築については嵩上げの対象外 |
| | 改修等費用 県 1/6 以内 実施設計費用 県 1/2 以内 | 児童生徒支援課 | H18 年度から創設 |
| 私立学校 | 国 1/3 以内 | 私学・大学支援課 | |

（※公立認可保育所の施設整備費については、平成18年度より一般財源化）

1 基本構想の位置付け

この基本構想は、防災学習センターが、県民の自助、共助による自発的な取り組みを進めるために、どのような役割を担い、機能を整えるべきかを検討するための基礎資料として策定したものである。このため、策定にあたっては、施設の設置場所を特定していない。

2 基本構想の概要

本県の防災課題や自主防災組織などへのアンケート結果、他県の類似施設の事例、専門家の意見などを踏まえて、本県の防災学習センターに求められる役割や機能を4つの案にまとめた。

(1) 防災学習センターの役割

- ① 県民の防災知識と意識の向上を図る（次世代を担う若い世代の防災教育を充実）
- ② 自助意識を高め、県民一人ひとりの防災行動力を育む
- ③ 共助意識を高め、地域の防災力を強化する

(2) 4つの案

案1：**総合型**（さまざまな災害に対応した体験学習ができる防災学習センター）

南海地震はもちろん風水害や火災などの災害に対する防災力も総合的に高める

案2：**南海地震・津波重視型**（南海地震への備えを重視した防災学習センター）

南海地震の揺れ、津波災害に対する危機意識の向上、防災力の強化に比重

案3：**自主防災&地域防災強化型**（人を育て地域の防災力を高める防災学習センター）

地域で助け合う「共助」の要となる自主防災組織の強化をねらう

案4：**施設外事業重視型**（地域に体験学習を出前する防災学習センター）

体験学習の出前とインターネットによる研修で、県全域での防災力向上を目指す

(3) 概算事業費

施設規模：1050 m²～1400 m²

職員数：9人（うち常勤3、非常勤6）～12人（うち常勤3、非常勤9）

費用（建設費、体験装置、備品、10年間の運営費、更新費の合計）

：22億4000万円（南海地震・津波災害重視型）

～24億5000万円（自主防災&地域防災強化型）

3 構想の具体化に向けての検討

今後、基本構想で示された4つの案を、比較・検討し、いずれの案にするのか、あるいは、複数の案を組み合わせるのかといったことの議論と併せて、南海地震対策の中で優先順位や運営の方法、県民の理解などの様々な課題を整理する中で、整備の時期等を判断していく。

参考資料13

南海地震対策の取り組みを具体化する検討組織の活動状況

1 高知県防災会議

関係機関の間を連絡調整し、総合的、計画的な防災行政を行うため、災害対策基本法に基づき、設置されたもの。

| 時期 | | 事項 |
|-------------|-----|---|
| 平成6年度 | | 高知県地域防災計画（震災対策編）の作成 |
| 平成8年度 | | 高知県地域防災計画（震災対策編）の修正 |
| H14. 7. 18 | 幹事会 | 高知県地域防災計画（震災対策編）の見直しの方針について |
| H14. 11. 6 | 幹事会 | 高知県地域防災計画（震災対策編）の修正 |
| H15. 1. 16 | 委員会 | 高知県地域防災計画（震災対策編）の修正 |
| H16. 5. 24 | 幹事会 | 高知県地域防災計画（東南海・南海地震防災対策推進計画編）の策定 |
| H16. 6. 1 | 委員会 | 高知県地域防災計画（東南海・南海地震防災対策推進計画編）の策定 |
| H17. 2. 17 | 幹事会 | 「南海地震に備える基本的な方向」（報告） 高知県防災会議条例及び高知県防災会議運営要綱の一部改正 |
| H17. 11. 28 | 幹事会 | 高知県地域防災計画（震災対策編）の修正 |
| H18. 2. 21 | 委員会 | 高知県地域防災計画（震災対策編）の修正 |

2 高知県南海地震対策推進本部

南海地震対策の総合的な調整及び施策の円滑な推進を図るために、知事を本部長とする「高知県南海地震対策推進本部」を設置し、総合行政として南海地震対策を進めている。

また、この推進本部の下に検討チームを設置し、毎年度検討テーマを決め、関係課室長等をチーム員に指定して、個別具体的に検討を深め、政策や方針としてとりまとめている。

| 回 | 主な内容 | 開催日 |
|-----|--|-------------|
| 第1回 | 南海地震に関する平成15年度予算案（報告） | H15. 2. 12. |
| 第2回 | 南海地震対策に係る危機管理担当理事所管の経営方針（確認） 南海地震対策大綱（中央防災会議）に基づく対応所管課室（確認） 平成16年度の検討チームの編成（協議） 南海地震に関する平成16年度予算案（報告） | H16. 2. 2 |
| 第3回 | 検討チーム（No. 1～4）からの報告受け | H16. 12. 8 |

| | | |
|-----|--|-------------|
| 第4回 | 「南海地震に備える基本的な方向（案）」の協議、決定 平成17年度の検討チームの編成（協議） 南海地震に関する平成17年度予算案（報告） | H17. 2. 9 |
| 第5回 | 検討チーム7の報告、検討チーム5, 6, 8, 9の中間報告受け | H17. 12. 20 |
| 第6回 | 平成18年度における南海地震対策について 「南海地震に備える基本的な方向」（改訂案） 平成18年度の検討課題 | H18. 2. 6 |
| 第7回 | 今後の南海地震対策の進め方について 平成19年度の南海地震対策に各部局の重点取り組みについて 検討チーム10の報告 南海地震条例（仮称）の検討状況について | H18. 11. 20 |
| 第8回 | 平成19年度における南海地震対策について 「南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み」（改訂案） 平成19年度の検討課題 南海地震条例（仮称）の検討状況等について | H19. 2. 13 |

▽検討チーム

| No | 検討チーム名 | 設置期間 | 備考 |
|----|----------------------|----------------|---------|
| 1 | 南海地震対策の全体計画のあり方 | H16. 2～H16. 10 | |
| 2 | 個人住宅の耐震補強の促進 | H16. 2～H16. 10 | |
| 3 | 公共建築物の耐震化計画の策定 | H16. 2～H17. 1 | |
| 4 | 公共事業による地震防災対策の当面の進め方 | H16. 2～H16. 10 | |
| 5 | 災害対策支部の再編 | H17. 2～平成17年度 | |
| 6 | 公共的建築物の耐震化の促進の検討 | H17. 2～平成17年度 | |
| 7 | 地震条例の策定手法等の検討 | H17. 2～平成17年度 | |
| 8 | 開口部対策の実務検討 | H17. 2～平成17年度 | |
| 9 | 南海地震による地盤の変動の研究 | H17. 2～平成18年度 | |
| 10 | 県有建築物の耐震化実施計画の策定 | H18. 2～平成18年度 | 11として継続 |
| 11 | 県有建築物の耐震化実施計画見直し | H19. 2～ | |
| 12 | 南海地震応急対策活動計画の策定 | H19年度 | |

3 高知県南海地震津波防災検討会

南海地震による人的被害の約7割が津波によるものと想定されており、津波防災対策が重要な位置を占めている。このため、平成10年4月に、沿岸の25市町村（平成18年3月20日現在では20市町村）及び12消防本部を会員に、県の関係課室とともに、津波及び津波防災を研究・検討することを目的として組織した。

| 年度 | 主な活動内容 | 備考 |
|-----|--|----|
| H10 | 津波防災アセスメント事業基本構想の実施に向けての意見交換 | |
| H11 | 高知県津波防災アセスメント調査事業の実施に向けての意見交換 | |
| H12 | サイン・コサイン部会による基本計画策定の実施に向けての意見交換 | |
| H13 | 第2次高知県津波防災アセスメント調査事業の実施に向けての意見交換 | |
| H14 | 第2次高知県地震対策基礎調査の実施に向けての意見交換 | |
| H15 | 〃 | |
| H16 | 津波注意報・警報への取組についての意見交換 高知県津波防災アセスメント補完調査の実施に向けての意見交換 | |
| H17 | 津波避難ビル指定に向けての意見交換 | |
| H18 | 市町村津波避難計画の策定に係る意見交換 | |

4 南海地震対策等に関する市町村課題検討会

本県では、防災に関し十分な人的体制を確保することが困難な小規模な市町村も多く、市町村とともに防災対策を考え、支援していくことも重要である。また、南海地震対策を進めるにあたっては、各市町村の事業の進捗や対策についての相互の情報交換や連携も重要である。

こうした考え方に立って、南海地震などの対策に関し各市町村が取り組むべき行政課題について、市町村が主体になって具体的な検討を行う会議を、平成17年度に設置した。

この、検討会の下にワーキンググループを設置し、各市町村の担当者をメンバーとして検討テーマを決め、個別具体的に検討を深めていく。

▽ワーキンググループ

| NO | WG名 | 主な検討内容 | 設置期間 | 備考 |
|----|---------|--|--------------|----|
| 1 | 自主防災組織 | 組織の立ち上げ・育成 | H17.8～ | |
| 2 | 応急対策 | 南海地震に向けた備蓄対策 | H17.10～H18.3 | |
| 3 | 揺れ対策 | 家具転倒防止対策 | H17.10～ | |
| 4 | 避難基準づくり | ・避難勧告等の情報伝達 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル ・水害、土砂災害、高波災害の避難基準 | H17.8～H18.3 | |

災害対策支部の基本的な考え方

南海地震等の広域大規模災害により県下全域で甚大な被害が発生し、至る箇所で通信の途絶や往来の困難が予想される状況下で災害対策支部が果たすべき役割は、外部からの十分な応援が望めない初動期から応急復旧期にかけて、管轄地域内の防災力を結集して円滑な応急活動の実施を推進し、被害の軽減を図ることである。

そのためには、大規模災害発生時だけでなく、通常時から災害対策支部の事務局が活動し、管轄地域内における応急活動体制等を検討していくことが必要であり、支部を構成する出先機関の配置と管轄地域も考慮して、災害対策支部の基本的なあり方を整理した。

【「災害対策支部の再編」検討チーム報告書（抄）】

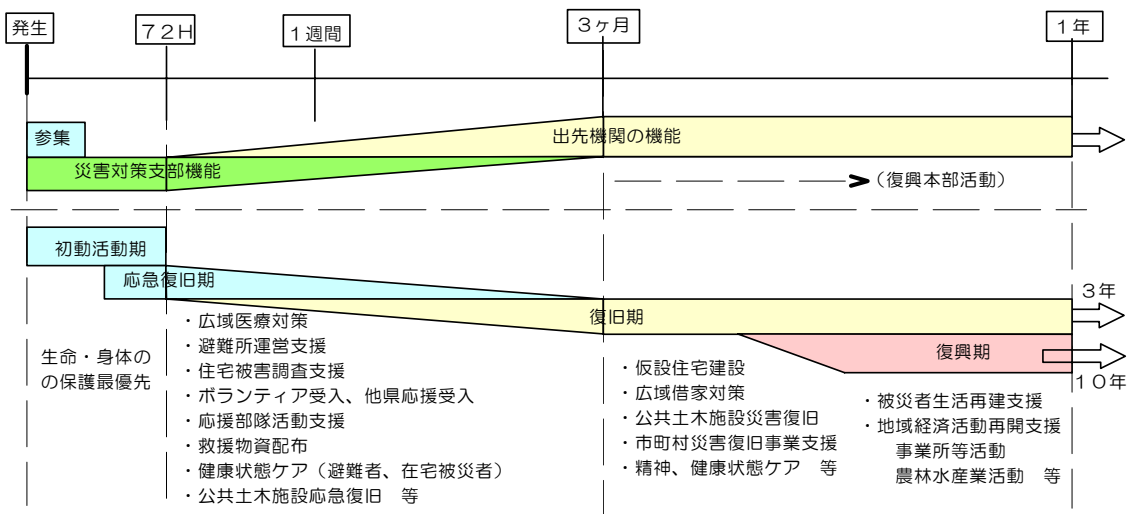
1 災害対策支部の基本的スキーム

平成18年度から当面の災害対策支部のあり方を次のとおりまとめた。

(1) 活動内容

●南海地震等の広域大規模災害発生時

南海地震等の広域大規模災害の発生後、初動活動から応急復旧活動までの期間
は、地域の各出先機関がお互いに助け合いながら災害対策支部活動を行う。



●平時 (Normal Times)

管内地域の南海地震対策を検討し、備える活動を行う。

(2) 組織体制

●支部長及び事務局

支部長は土木事務所長とし、事務局は土木事務所に置く。

巨大広域災害時において、土木事務所については管轄の公共土木施設の応急復旧等があり、福祉保健所については災害医療支部活動があるために、この2事務所が支部活動の中核となると考えられる。

土木事務所は、日頃から防災に関する業務を所管し、通常の風水害等に置いても水防活動等により災害対応を実践しており、災害に対する意識が高い。また、機動力の面から考えても、当面、土木事務所に事務局を設置することが、地域の南海地震対策の進展を図るために適当と考える。

●支部組織体制の枠組み

- ・支部長 土木事務所長
- ・副支部長 1 名
- ・支部員（管内出先機関長）
- ・事務局員 1 名（土木事務所に配置）

●地域内の体制

南海地震発生時に応急対応の中心となる土木事務所と福祉保健所が支部活動の中核となり、お互いが情報共有しながら管内出先機関との調整を行う組織とする。

(3) 管轄

●管轄地域及び支部の所在地

地震発生時に管轄地域全体又は管轄地域内の広い範囲で孤立が想定され、初動期には自分たちだけでの対応を余儀なくされる地域を管轄とする。

支部の所在地は、ここ数年間の県出先事務所の再編により、各出先機関の管轄がほぼ一致し、包括的な取り組みが期待できる安芸、中央東、中央西、須崎、幡多の5つの地域に災害対策支部を置くものとする。

| 支部の名称 | 管轄市町村 (平成18年度当初) | 管内人口 (H17/4推計) | 管内被害想定 (冬夕方) |
|-----------|---|-------------------|-----------------------|
| 安芸災害対策支部 | 安芸市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 (9市町村) | 58,559人 | 死者 1,130 負傷者 1,261 |
| 中央東災害対策支部 | 南国市、香南市（平成18年3月1日合併予定）、香美市（平成18年3月1日合併予定）、本山町、大豊町、土佐町、大川村 (7市町村) | 128,910人 | 死者 739 負傷者 1,413 |
| 中央西災害対策支部 | 土佐市、春野町、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村 (7市町村) | 107,671人 | 死者 626 負傷者 1,491 |
| 須崎災害対策支部 | 須崎市、中土佐町、禰原町、津野町、四万十町（平成18年3月20日合併予定） (5市町) | 66,662人 | 死者 1,023 負傷者 1,477 |
| 幡多災害対策支部 | 四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町（平成18年3月20日合併予定）、大月町、三原村 (6市町村) | 101,912人 | 死者 1,244 負傷者 2,005 |

参考資料 15

目標達成に向けた対策の内容

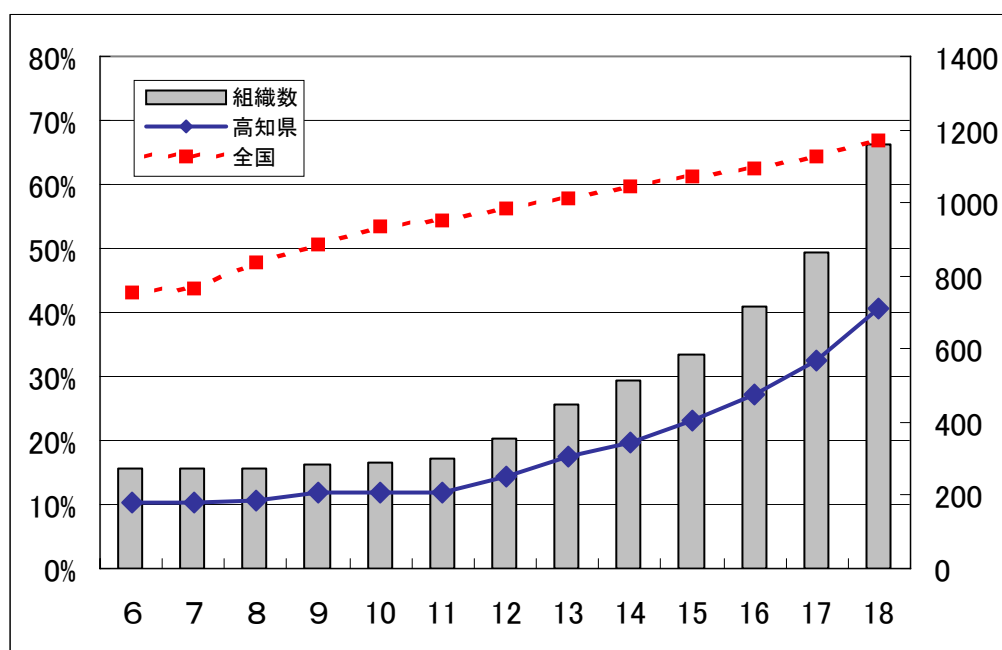
| | 項目 | 対策の内容 |
|----------------|------------------------|--|
| 強い揺れから身を守る対策 | ① 県有建築物の耐震化 | ・「県有建築物の耐震化実施計画」(H19年2月推進本部決定)に基づき、計画的に耐震化を進める。 |
| | ② 住宅の耐震化 | ・S56年以前の木造住宅の耐震診断を実施し、耐震性が不十分な住宅について改修助成を行う。(H26年度末までに、6,400戸の耐震改修をめざす) |
| | ③ 家具の転倒防止対策 | ・自主防災組織が行う日常活動の一環として、家具転倒防止対策講習会の開催を支援し、地域ぐるみでの取り組みを促進する。 ・また、関係団体と連携して、家具転倒防止対策の担い手の育成と、さらなる啓発について、市町村とともに取り組む。 |
| | ④ 道路の橋梁の耐震補強 | ・国と連携し、緊急輸送道路の中でも最優先に確保すべきルートを選定し、H19年度末までに耐震補強を実施する。 ・引き続き、主要な防災拠点(旧53市町村役場)を結ぶ最小限のネットワークの整備目標(H22年度末)の早期実現(H21年度末)をめざす。 |
| | ⑤ 耐震強化岸壁の整備 | ・長期的整備目標8バース、浮体式防災基地1基の合計9箇所のうち、6バース供用、浮体式防災基地1基供用の合計7箇所を供用する。(須崎港耐震岸壁については、津波防波堤完成後のH20年代前半の着工をめざす) |
| | ⑥ 急傾斜地崩壊危険箇所の対策 | ・風水害対策を基本として、ハード・ソフト一体となった効率的・効果的な事業を推進する。 ・また、今後は、南海地震対策として、場所を特定した取り組みを検討。 |
| | ⑦ 密集市街地の整備 | ・住宅市街地総合整備事業、土地区画整理事業、街路事業等の導入により、密集市街地の解消を推進する。(高知駅周辺地区はH20年度に、潮江西部地区はH21年度に事業完了、旭地区においてH23年度頃の事業化をめざす) |
| 大津波から逃げる対策 | ⑧ 津波避難計画(津波ハザードマップ)の作成 | ・自主防災組織の設立後は、速やかに策定するよう市町村に働きかける。 ・また、高知県南海地震津波防災検討会において、目標達成に向けて、課題や問題を共有・整理しながら取り組むとともに、みんなで備える防災総合補助金を活用して作成を支援する。 |
| | ⑨ 地域における津波防災訓練の実施 | ・毎年、県下一斉の住民訓練を実施し、津波避難訓練の実施促進と啓発を図る。 ・市町村には、津波避難計画について訓練による検証を指導し、一斉訓練や独自の訓練を年1回以上実施するよう働きかける。 |
| | ⑩ 事業所における津波防災訓練 | ・対策計画に基づく訓練を各事業所が継続して行えるよう、先進企業の取り組みを紹介するなど啓発に取り組む。 |
| | ⑪ 津波避難ビルの整備・指定 | ・津波避難ビルの指定に関する理解を深めるための啓発を行う。 ・また、高知県南海地震津波防災検討会において、目標達成に向けて、課題や問題を共有・整理しながら取り組むとともに、みんなで備える防災総合補助金を活用して整備を支援する。 |
| | ⑫ 海岸保全施設の整備促進 | ・過去に大きな地震津波被害を受けた海岸や津波の進入により背後に莫大な被害をもたらす海岸を保全(須崎市の津波防波堤や堤防の嵩上げ、高知港の津波・高潮防災ステーションの整備と老朽化した防潮施設の補強)する。 |
| 震災に強い人・地域づくり対策 | ⑬ 自主防災組織の育成・支援 | ・新規の自主防災組織設立のための講習会を開催する。 ・みんなで備える防災総合補助金により、自主防災組織の設立を支援する。 |
| | ⑭ 企業自らの防災力の確保 | ・業界ごとに業務継続計画の内容が異なるため、業界団体ごとに協議を行いながら、啓発に努める。 ・特に関心を示した企業については、個別に訪問し、BCPの策定を具体的に要請する。 |
| | ⑮ 消防団の充実・強化 | ・各市町村において、条例定数を充足するよう、県としての働きかけを強化するとともに、機能別団員等の新しい情報を積極的に提供する。 ・各種の機会を捉え、消防団の活動や団員の加入促進のPRに努める。 |
| | ⑯ 地域の防災力の向上 | ・県内各地域に広く救急救命講習の普及を図ることで、発災後における救命率を上げる。 |
| 総合的な推進地震防災 | ⑰ 防災行政無線(同報系)等の整備 | ・地震・津波情報等防災情報を住民に迅速に伝達することの重要性、必要性そしてシステム構築経費の軽減手法等を助言・指導することにより、順次整備促進を図っていく。 |

1 自主防災組織の組織率（高知県全体：平成 18 年 4 月 1 日現在）

| | 現組織数 | 組織参加世帯数(a) | 県内世帯数(b) | 組織率(a/b) | (参考) 全国組織率 |
|--------|-------|------------|----------|----------|---------------|
| 沿岸地域 | 454 | 63,057 | 143,434 | 44.0 | / |
| その他の地域 | 707 | 77,260 | 201,750 | 38.3 | |
| 高知県全体 | 1,161 | 140,317 | 345,184 | 40.6 | 66.9 |

(注) 「その他の地域」は、「高知県全体」から「沿岸地域」を差し引いて算出している。

2 自主防災組織率の推移



(注) 縦軸：組織率 (左)、組織数 (右) 横軸：年次 (毎年 4 月 1 日現在)

| | | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|-------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 高知県 | 組織数 | 274 | 274 | 276 | 283 | 289 | 300 | 354 | 447 | 516 | 586 | 714 | 878 | 1161 |
| | 組織率 | 10.3 | 10.4 | 10.6 | 12.0 | 11.8 | 12.0 | 14.5 | 17.6 | 19.8 | 23.0 | 27.1 | 32.6 | 40.6 |
| 全国組織率 | | 43.1 | 43.8 | 47.9 | 50.5 | 53.3 | 54.3 | 56.1 | 57.9 | 59.7 | 61.3 | 62.5 | 64.5 | 66.9 |

救急救命講習受講者数

| 年度 | 開催延回数 | 受講者数（人） | |
|---------------|-------|---------|----------------|
| | | 応急手当講習 | 普通救命講習（上級救命講習） |
| H13 | 362 | | 7,955 |
| H14 | 408 | | 7,042 |
| H15 | 383 | | 7,661 |
| H16 | 1,098 | 20,478 | 8,366 |
| H17 | 1,219 | 25,178 | 8,090 |
| H18 （見込み数） | 1,300 | 25,000 | 9,000 |
| 合 計 | 3,470 | 70,656 | 48,114 |
| | | 118,770 | |

注

普通救命講習----心肺蘇生法 1 人法、止血法ができる程度（3 時間）

上級救命講習----心肺蘇生法 1 人法及び 2 人法、止血法、傷病者管理法、熱傷の手当、搬送法等ができる程度（8 時間）

応急手当講習----普通救命講習のうちの心肺蘇生法 1 人法ができる程度（3 時間未満）

1 どのような条例をつくるのか

- ・ 時間的には「予防」から「応急・復旧・復興」に係ること、「自助」・「共助」・「公助」に係わることを幅広く規定した総合的な内容の条例とする。
- ・ 基本理念として、南海地震対策を「自助・共助を基軸」に進め、さまざまな立場の方々との「役割分担と連携」をしながら行っていくことを定める。
- ・ 命にかかわる条例であることから、「実効性」を持ち、県民同士の約束事として守られていくべきものとする。
- ・ 地震対策への新しい知見が、国、研究者、新しい震災事例等から提示される可能性があるが、その度に見直しがされていくことを前提とし、現段階で「今すべきことは何か」に答えた条例とする。

2 どういうことを定めるのか

- ・ 県民の皆様の生命に関わること。
- ・ 県、県民、事業者等との役割分担と連携に関すること。
- ・ 県民の皆様、事業者等に必要性や仕組みについて理解を求めるもの。
- ・ 県民の皆様、事業者等に守っていただきたいこと。

3 南海地震条例づくりの流れ（別図のとおり）

（1）県民から意見を集める

「条例に盛り込みたい課題」「その課題の現状」「私の考える解決策」について、郵便・ファクシミリ・Eメール等で県民から平成18年4月から随時意見募集を行った。また、各地域における条例課題を収集するため、平成18年7月9日から10月1日まで県民ワークショップを県内10カ所で開催した。平成18年11月26日には、県民ワークショップで多く出た課題を中心に、条例に織り込む内容をさらに深め、意見をいただく場として、高知県立県民文化ホールでシンポジウムを開催した。

（2）考え・深め・まとめる

有識者8名・公募委員4名 計12名の委員からなる南海地震条例づくり検討会を平成18年5月に設置し、県民からの意見を条例に反映させる仕組みに関すること、条例の骨子案・条例案の作成に関することなどを、月1回程度で開催し（公開）検討している。

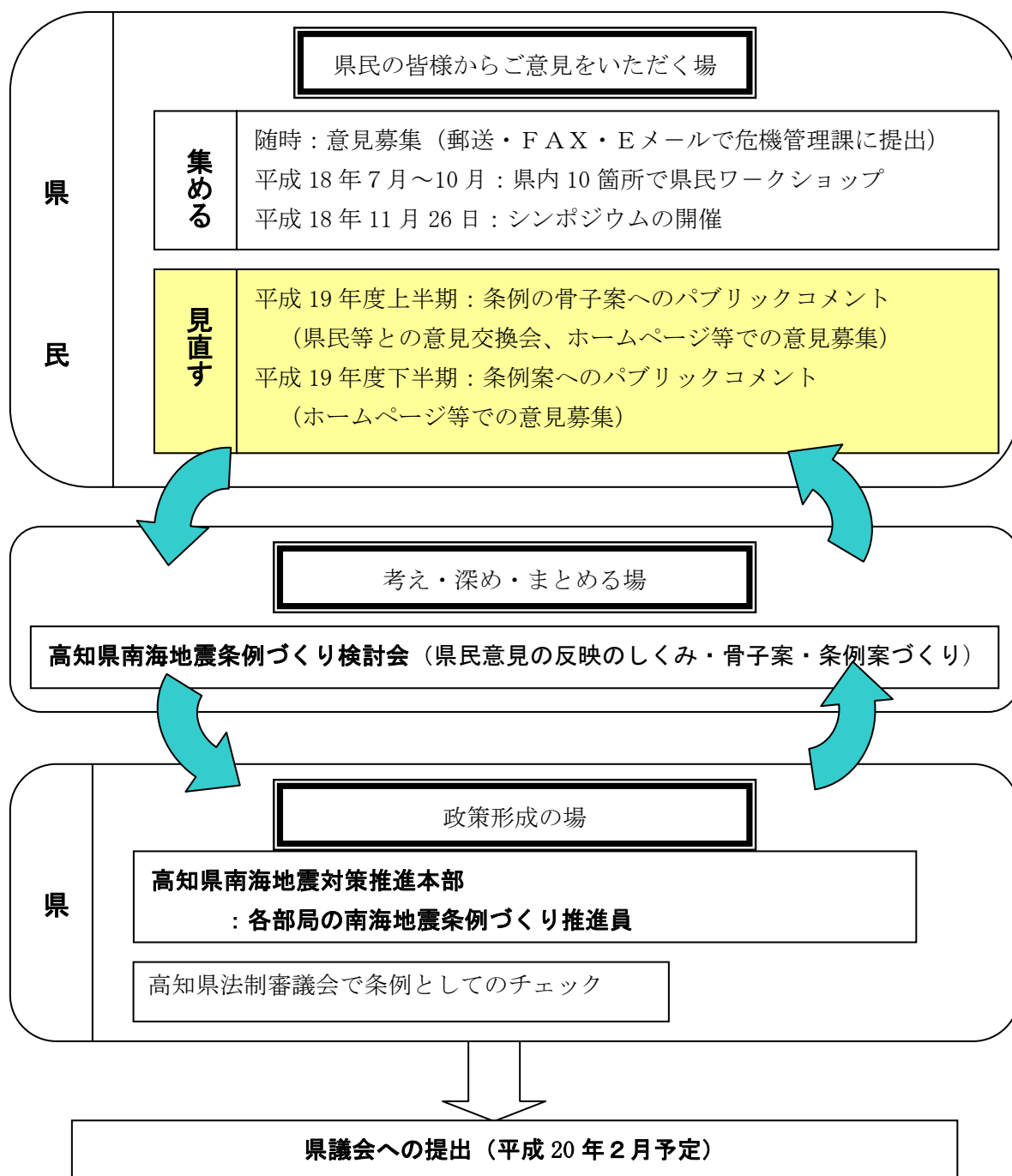
（3）政策形成をする

県では、各部局に「南海地震条例づくり推進員」を置き、関係課室が行う論点整理、情報収集、課題や解決策の検討、県民からの意見への対応策の検討、骨子案、条例案に関する調整作業を行っている。また、南海地震対策の総合的な調整や重要事項に関する事務を所掌する「南海地震対策推進本部」において、庁内における条例の骨子案や条例案の最終調整や対応策の検討を行っていく。

(4) 見直す

骨子案については、県民等との意見交換会やホームページ等での意見募集などのパブリックコメントを実施する予定である。ご意見を踏まえ、骨子を見直した後、条例案を作成し再びホームページ等での意見募集などのパブリックコメントを実施する。骨子案・条例案の主な公表場所は、高知県のホームページや南海地震情報コーナー（県民室、安芸・伊野・須崎・幡多の総合庁舎、各市町村役場等に設置）を予定している。

別図 高知県南海地震条例（仮称）づくりの流れ



参考資料19

平成19年度「南海地震に備える」予算案

単位：千円

| | 所 管 課 | 事業費 | 一般財源 (起債を含む) |
|---|---------------|------------|-----------------|
| 1 強い揺れから身を守る対策 | | | |
| ○建築物の耐震対策 | | | |
| 住宅耐震対策事業費(木造住宅耐震診断・改修設計・改修助成等) | 住宅企画課 | 72,883 | 47,318 |
| 保育所・幼稚園耐震対策支援事業費(耐震診断補助) | 幼保支援課 | 3,635 | 3,635 |
| 幼稚園耐震化促進事業費(耐震改修等補助) | 幼保支援課 | 6,475 | 6,475 |
| 私立学校施設耐震対策支援事業費(幼稚園以外) | 私学・大学支援課 | 4,202 | 4,202 |
| 公立学校施設耐震診断支援事業費 | 児童生徒支援課 | 6,874 | 6,874 |
| 南海地震に備える施設整備費(県立学校の耐震診断・設計・補強工事) | 児童生徒支援課 | 58,746 | 46,979 |
| 公立小中学校耐震化促進事業費(耐震改修等補助) | 児童生徒支援課 | 122,204 | 122,204 |
| 耐震診断・改修促進事業費 | 建築指導課 | 741 | 741 |
| 庁舎管理費(本庁舎等耐震改修工事設計等委託料) | 管財課 | 46,797 | 46,797 |
| 救急医療対策費(医療施設耐震化促進事業) | 医療業務課 | 2,000 | 1,000 |
| 保健福祉運営費(中央東福祉保健所の耐震診断委託料) | 保健福祉課 | 2,562 | 1,962 |
| 土木諸費(高知土木事務所、中央東土木事務所庁舎の耐震診断委託料) | 土木総務課 | 7,199 | 6,117 |
| 南海地震対策費(高知署耐震改修工事設計、本部布師田別館耐震診断調査委託費) | 警察本部 | 10,306 | 9,345 |
| 県立スポーツ施設管理運営費(県民体育館の耐震診断委託料) | 体育スポーツ課 | 9,655 | 6,709 |
| ○公共土木施設の耐震対策 | | | |
| 土佐湾高潮対策事業費、河川等関連公共施設整備促進事業費(国分川護岸の耐震補強) | 河川防災課 | 120,000 | 72,000 |
| 道路補修費(落橋防止、橋梁耐震補強) | 道路課 | 450,000 | 225,000 |
| 急傾斜地崩壊対策事業費(地震、津波対策関連) | 砂防課 | 117,000 | 54,450 |
| 2 大津波から逃げる対策 | | | |
| ○避難路、避難場所の整備 | | | |
| 漁業集落環境整備事業費(5地区) | 漁港課 | 483,000 | 138,000 |
| 市町村管理漁港漁村コミュニティ基盤整備事業費(2地区) | 漁港課 | 60,000 | 10,000 |
| ○開口部の整備 | | | |
| 土佐湾高潮対策事業費(江の口川水門の耐震対策) | 河川防災課 | 40,000 | 24,000 |
| 港湾海岸高潮対策事業費(高知港津波・高潮防災ステーションの整備) | 海岸課 | 350,000 | 140,000 |
| ○須崎港の整備 | | | |
| 国直轄港湾整備事業費(須崎港津波防波堤の直轄負担) | 港湾課 | 625,000 | 437,500 |
| 港湾海岸高潮対策事業費(須崎港高潮防潮堤の改良) | 海岸課 | 50,000 | 20,000 |
| ○総合的な津波対策 | | | |
| 津波・高潮危機管理対策緊急事業費(漁港、河川、港湾の海岸保全施設の補強等) | 海岸課 | 325,000 | 131,000 |
| 3 震災に強い人・地域づくり対策 | | | |
| ○「自助」、「共助」への支援 | | | |
| 地域地震防災対策事業費(自主防災組織育成、防災総合補助金等) | 危機管理課 | 131,528 | 131,528 |
| 地域福祉事業費(災害ボランティアセンター等体制づくり事業費) | 保健福祉課 | 2,895 | 1,448 |
| ○教育・研修・訓練等の実施 | | | |
| 救急医療対策費(災害救急医療体制整備事業費) | 医療業務課 | 3,707 | 3,707 |
| 総合防災対策事業費(県総合防災訓練の実施、災害対策本部費) | 消防防災課 | 12,424 | 12,424 |
| 消防学校運営費(大規模災害等対策事業費、地域防災力向上事業費) | 消防防災課 | 9,681 | 9,681 |
| 消防指導費(緊急消防援助隊整備事業費) | 消防防災課 | 970 | 970 |
| 地域防災力向上事業費 | 消防防災課 | 6,785 | 6,785 |
| 救急救命推進事業費(救急救命講習普及推進事業費、県職員救急救命講習事業費) | 消防防災課 | 4,915 | 4,915 |
| 学校保健安全推進費(防災教育の推進事業) | 児童生徒支援課 | 434 | 434 |
| 4 総合的な地震防災対策の推進 | | | |
| 都市計画規制費(被災宅地危険度判定事業費) | 都市計画課 | 604 | 0 |
| 建築指導監督費(建築物応急危険度判定促進事業費) | 建築指導課 | 1,586 | 1,586 |
| 南海地震対策費(訓練、保存糧食・飲料水の備蓄整備費) | 警察本部 | 3,773 | 3,773 |
| 地震防災総合対策事業費(地震条例作成、4県共同県民意識調査費等) | 危機管理課 | 10,903 | 10,903 |
| 防災情報・通信システム管理運営費(震度情報ネットワークシステム、地震津波情報システム) | 消防防災課 | 7,645 | 7,645 |
| | 小計 | 3,172,129 | 1,758,107 |
| | (平成18年度当初予算額) | 3,198,221 | 1,885,910 |
| 5 その他南海地震関連事業 | | | |
| 高速道路、高規格道路の整備 | 道路課 | 3,973,193 | 3,973,193 |
| 地方道路交付金事業費(防災系) | 道路課 | 490,000 | 220,500 |
| ため池等整備 | 耕地課 | 264,600 | 105,840 |
| 地すべり防止、急傾斜崩壊防止等施設の整備等 | 森林整備課 | 3,396,863 | 1,756,561 |
| | 砂防課 | 3,890,000 | 1,969,050 |
| | 耕地課 | 370,500 | 354,750 |
| | 小計 | 12,385,156 | 8,379,894 |
| | 合計 | 15,557,285 | 10,138,001 |

※事業によっては、一般財源が不確定な場合がある。
 ※平成18年度当初予算額については、同様の趣旨の事業予算額を合計したものの。

参考資料 20

第3次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）の概要

平成18年10月17日決定（危機管理課とりまとめ）

（単位：百万円）

| 区 分 | 事業規模(単位) | 事業費 | うち国庫補助金 |
|-------------------------|----------|---------|---------|
| 1号 避難地 | 7.69 ha | 3,254 | 1,323 |
| 農林水産省分 | 1.39 | 840 | 420 |
| 国土交通省分 | 6.30 | 2,414 | 903 |
| 2号 避難路 | 54.12 km | 15,809 | 8,142 |
| 農林水産省分 | 53.12 | 11,725 | 5,896 |
| 国土交通省分 | 1.0 | 4,084 | 2,246 |
| 3号 消防用施設 | 397 箇所 | 7,441 | 893 |
| 農林水産省分 | 15 | 138 | 70 |
| 国土交通省分 | 382 | 7,303 | 823 |
| 4号 消防活動用道路 | 4.8 km | 620 | 329 |
| 農林水産省分 | 4.8 | 620 | 329 |
| 国土交通省分 | | | |
| 5号 緊急輸送路等 | | 48,807 | 25,982 |
| 5号-1 緊急輸送道路 | 26.6 km | 46,736 | 24,947 |
| 農林水産省分 | | | |
| 国土交通省分 | 26.6 | 46,736 | 24,947 |
| 5号-2 緊急輸送交通管制施設(警察庁) | 24 箇所 | 155 | 77 |
| 5号-3 緊急輸送ヘリポート(国土交通省) | 箇所 | | |
| 5号-4 緊急輸送港湾施設(国土交通省) | 2 箇所 | 1,916 | 958 |
| 5号-5 緊急輸送漁港施設(農林水産省) | 箇所 | | |
| 6号 共同溝等 | 4.6 km | 2,503 | 1,252 |
| 農林水産省分 | | | |
| 国土交通省分 | 4.6 | 2,503 | 1,252 |
| 7号 医療機関(厚生労働省) | 1 施設 | 12 | 4 |
| 8号 社会福祉施設(厚生労働省) | 9 施設 | 4,612 | 1,730 |
| 9号 公立小中学校等 | 223 学校 | 22,696 | 9,147 |
| 公立小中学校等校舎(文部科学省) | 274 棟 | 16,784 | 6,948 |
| 公立小中学校等体育館(文部科学省) | 93 棟 | 5,912 | 2,199 |
| 10号 公立盲学校等(文部科学省) | 3 学校 | 377 | 126 |
| 11号 公的建造物(文部科学省) | 施設 | | |
| 12号 海岸・河川施設 | 20 箇所 | 14,138 | 8,863 |
| 12号-1 海岸保全施設 | 18 箇所 | 13,318 | 8,535 |
| 農林水産省分 | 2 | 150 | 75 |
| 国土交通省分 | 16 | 13,168 | 8,460 |
| 12号-2 河川管理施設(国土交通省) | 2 箇所 | 820 | 328 |
| 13号 砂防設備等 | 225 箇所 | 33,694 | 19,331 |
| 13号-1 砂防施設等(国土交通省) | 58 箇所 | 6,943 | 3,472 |
| 13号-2 保安施設(農林水産省) | 16 箇所 | 1,600 | 800 |
| 13号-3 地すべり防止施設 | 35 箇所 | 13,123 | 9,462 |
| 農林水産省分 | 16 | 11,269 | 8,535 |
| 国土交通省分 | 19 | 1,854 | 927 |
| 13号-4 急傾斜地崩壊防止施設(国土交通省) | 105 箇所 | 9,698 | 4,432 |
| 13号-5 ため池(農林水産省) | 11 箇所 | 2,330 | 1,165 |
| 14号 地域防災拠点施設 | 1 箇所 | 215 | 104 |
| 内閣府分 | 1 | 215 | 104 |
| 国土交通省分 | | | |
| 15号 防災行政無線設備 | 64 箇所 | 4,299 | 382 |
| 農林水産省分 | | | |
| 国土交通省分 | 54 | 694 | 382 |
| 消防庁分 | 10 | 3,605 | 0 |
| 16号 飲料水施設・電源施設等 | 23 箇所 | 785 | 392 |
| 文部科学省分 | | | |
| 厚生労働省分 | 23 | 785 | 392 |
| 農林水産省分 | | | |
| 国土交通省分 | | | |
| 消防庁分 | | | |
| 17号 備蓄倉庫 | 10 箇所 | 64 | 0 |
| 国土交通省分 | | | |
| 消防庁分 | 10 | 64 | 0 |
| 18号 応急救護設備(消防庁) | 組 | | |
| 19号 老朽住宅密集市街地(国土交通省) | 3.7 ha | 2,146 | 1,068 |
| 合 計 | | 161,472 | 79,068 |

参考資料 21

高知県訓令第1号
高知県企業局訓令第1号
高知県病院局訓令第1号
高知県教育委員会訓令第1号
高知県警察本部訓令第1号

本各企業病院教育委員会警察
出業局病院局教育委員会警察
先局各局局各事務本
機本事業本病務本
庁関局所局院局事務所部署

高知県南海地震対策推進本部設置規程を次のように定める。

平成15年2月12日

高知県知事 橋本 大二郎
高知県企業局長 嵐 護
高知県知事 橋本 大二郎
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
高知県警察本部長 太田 昭雄

高知県南海地震対策推進本部設置規程

(設置)

第1条 南海地震対策の総合的な調整及び施策の円滑な推進をするため、高知県南海地震対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 南海地震対策の検討、総合的な調整及び施策の円滑な推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、南海地震対策に関連する重要事項に関すること。

(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各課室が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、総務部地震対策調整監をもって充てる。

- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
(検討チーム)

第6条 本部長は、南海地震対策を進める上で調整及び整理を要すると認めた事項について、推進本部の下に検討チームを設置し、検討させることができる。

- 2 前項の検討チームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が別に定める。

- 3 検討チームは、必要に応じ、幹事会と調整を行うものとする。

(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じ、推進本部及び幹事会に学識経験者、防災関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

- 3 事務局長は総務部危機管理課長をもって充てる。

- 4 事務局職員は、総務部危機管理課の職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年2月12日から施行する。

附 則 (平成15年6月25日訓令第13号・企業局訓令第2号・病院局訓令第2号・教育委員会訓令第6号・警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成15年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月31日訓令第5号・企業局訓令第1号・病院局訓令第1号・教育委員会訓令第3号・警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年8月10日訓令第14号・企業局訓令第4号・病院局訓令第2号・教育委員会訓令第4号・警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成16年8月10日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日訓令第6号・企業局訓令第1号・病院局訓令第1号・教育委員会訓令第3号・警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日訓令第9号・企業局訓令第5号・病院局訓令第1号・教育委員会訓令第2号・警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

出納長・総務部長・理事(危機管理担当)・企画振興部長・理事(政策推進担当)・理事(情報化戦略推進担当)・健康福祉部長・文化環境部長・商工労働部長・理事(観光担当)・理事(産業技術担当)・農林水産部長・理事(競馬担当)・農林水産部森林局長・農林水産部海洋局長・土木部長・土木部港湾空港局長・出納局長・企業局長・病院局長・教育長・警察本部長

別表第2 (第5条関係)

総務部総務企画課長・総務部危機管理課長・企画振興部企画調整課長・企画振興部政策推進課長・企画振興部情報企画課長・健康福祉部健康福祉企画課長・文化環境部文化環境企画課長・商工労働部商工労働企画課長・商工労働部観光振興課長・産業技術委員会事務局産業技術振興課長・農林水産部農政企画課長・農林水産部森林局森林企画課長・農林水産部海洋局海洋企画課長・土木部土木企画課長・土木部港湾空港局港湾空港企画課長・出納局出納課長・企業局企画課長・病院局県立病院課長・教育委員会事務局教育政策課長・警察本部警備部警備第二課長

高知県南海地震対策推進本部
(平成19年2月13日)
事務局 高知県総務部危機管理課
〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20
TEL. 088-823-9798 FAX. 088-823-9253
Eメール : 110701@ken.pref.kochi.lg.jp